

(素案)

《第三次しあわせづくり福祉プラン》

紫波町地域福祉計画

【令和5年度～令和9年度】

令和5年3月（予定）

岩手県 紫波町

第1章 地域福祉計画の策定について

1 計画策定の背景

私たちを取りまく社会情勢を見ると、経済不況、人口減少・少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、地域における人間関係の希薄化や家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止などの対応が、ますます地域のつながりの希薄化に大きな影響をもたらしています。

さらに、家庭においては、介護と育児のダブルケア、老老介護、家庭内暴力、虐待、引きこもり、8050問題、医療的ケア児、ヤングケアラー、日常生活への不安やストレス、自殺、孤立死などの生活上の諸問題が複雑かつ多様化し、既存の制度で対応できない状況も発生してきております。

このような中、福祉従事者の負担の増加、東部西部の高齢化による地域の担い手不足や中央部の地域の担い手、元から暮らす人と新たに住まう人とのつながりが作れず組織による活動の理解が得られないことによる地域の担い手不足や組織の維持の困難や機能低下、活動参加者の減少などの問題も顕在化してきています。

今後、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自らの意思で参加し主体的に考えていくことが必要です。人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会すなわち地域共生社会の実現を目指していきます。

この第三次計画は、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、今後の地域福祉の在り方や推進の方向性について、基本的な考え方を明らかにするために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項及び関係通知等に基づいて策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。同項第1号に掲げる「福祉サービスの適切な利用の推進」については、各々の保健・福祉計画において表します。

目 次

第1章 地域福祉計画の策定について

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 他の計画との関係	2

第2章 紫波町の現状について

1 紫波町の現状	3
2 地域福祉を支える各種団体など	9
3 アンケート結果	10

第3章 計画の基本理念

1 基本理念	19
2 基本目標	19
3 地域の様々な範囲	21
4 課題解決の実践	22
5 計画の推進	23
6 部署横断的な取り組み	23
7 社協と協働で推進	23

第4章 地域で進める取り組み

1 地域福祉のイメージ	24
2 みんなで進める取組	25

資料編	29
-----	----

- 1 地域における活動の紹介
- 2 地域づくり支援
- 3 国の動き
- 4 関係法令
- 5 用語集
- 6 計画策定の経過
- 7 紫波町地域福祉計画策定委員会要綱
- 8 紫波町地域福祉計画策定委員会委員名簿

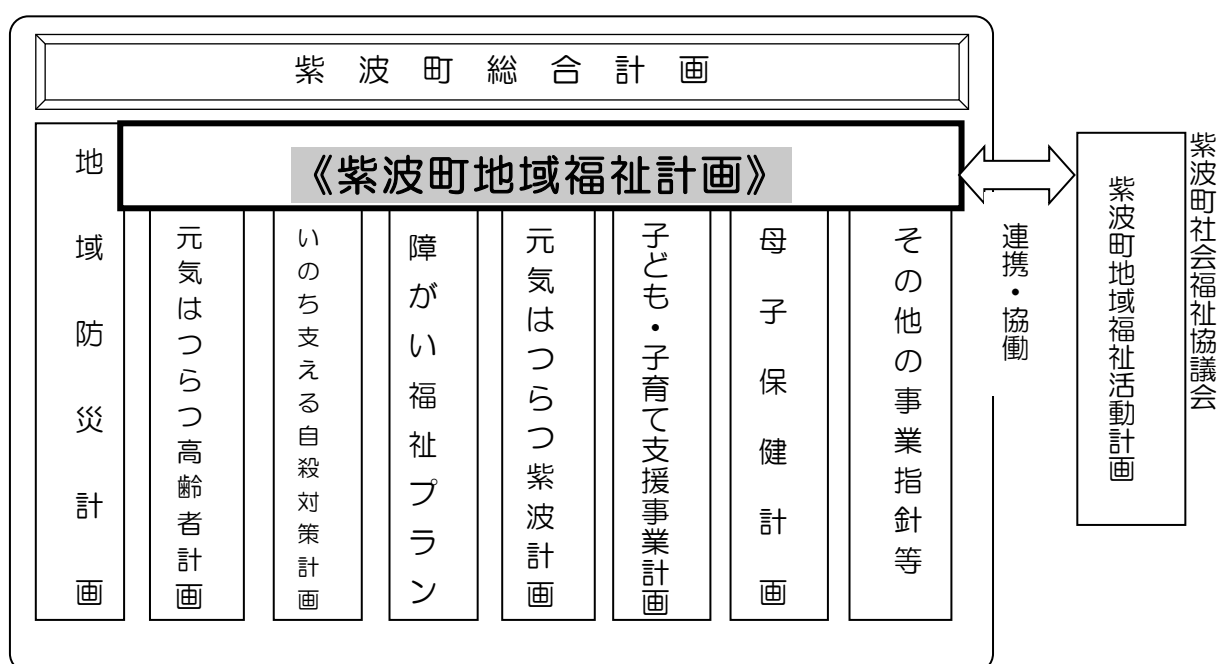
3 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年計画です。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
紫波町総合計画（基本構想）	二次	第三次									
//（前期基本計画）	後期	前期				後期					
紫波町地域福祉計画	第二次				第三次						
元気はつらつ紫波計画	第二次			第三次							
母子保健計画	五次	第六次									
子ども・子育て支援事業計画	一期	第二期									
元気はつらつ高齢者計画	第7期		第8期								
障がい福祉プラン	第1次		第2次								
いのち支える自殺対策計画	第1次										
地域防災計画	随時										
紫波町地域福祉活動計画	第1次				第2次						

4 他の計画との関係

この計画は、高齢者や障がい者といった対象者ごとの事業計画ではなく、皆さんがお住まいの「地域」に目を向けたものです。行政には様々な事業計画がありますが、この計画は、保健・福祉関連事業計画等の上位に当たる理念計画であり、総合計画、主な関連事業計画等、紫波町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関わりは、下の図のとおりです。

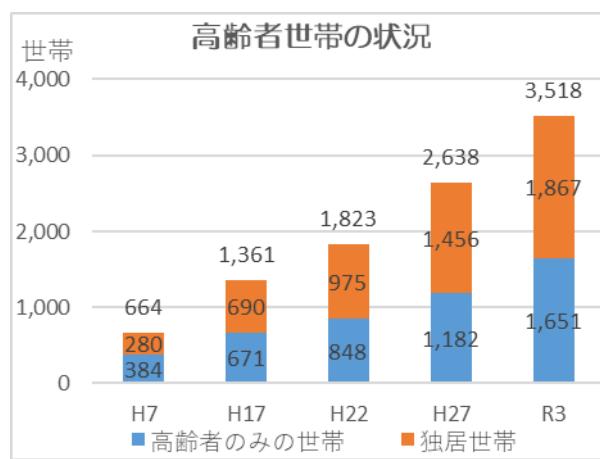
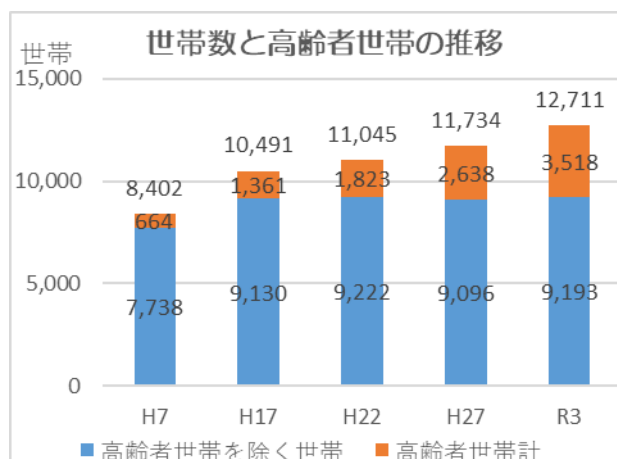
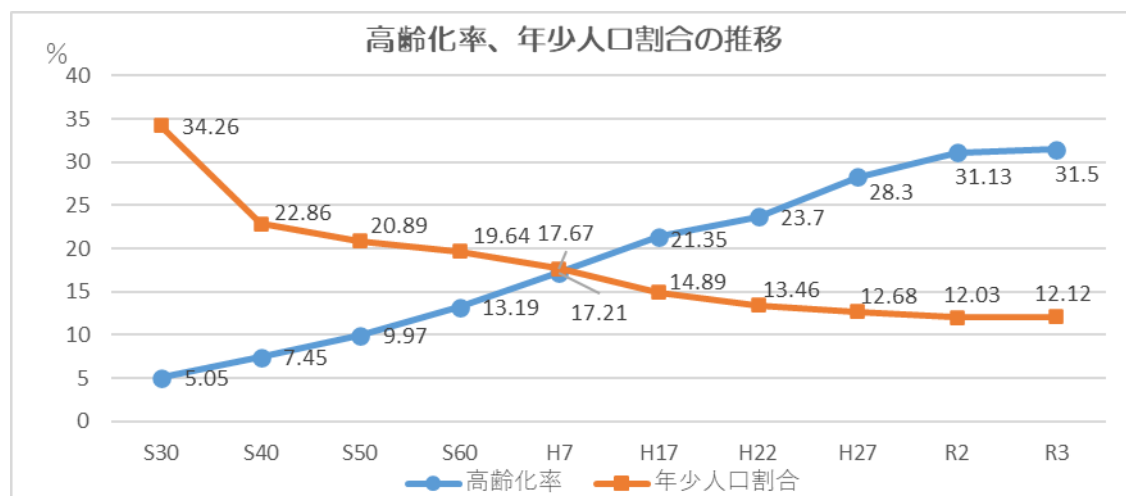
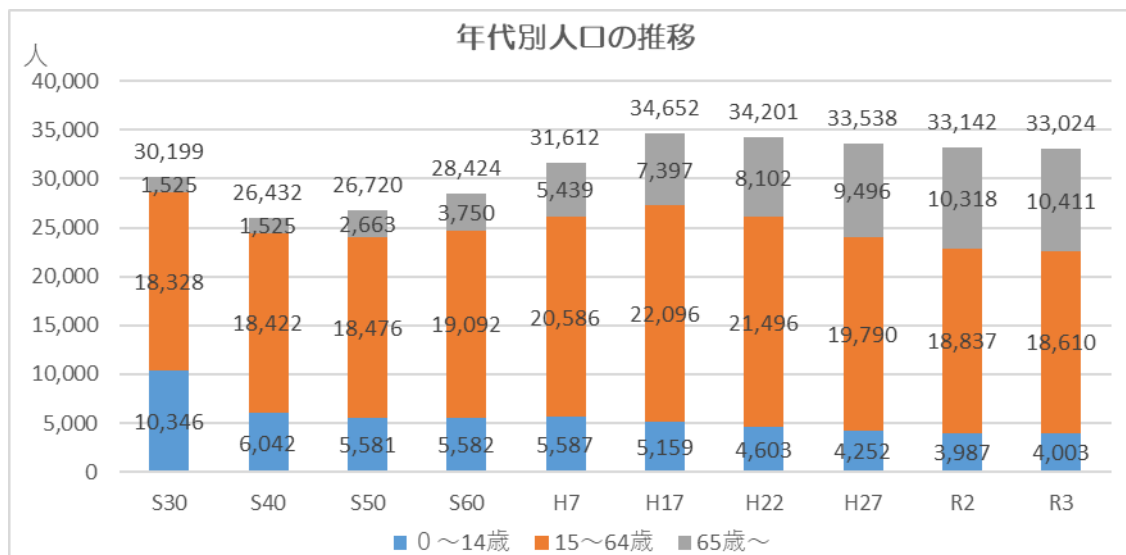


第2章 紫波町の現状について

1 紫波町の現状

(1) 人口・世帯数の推移

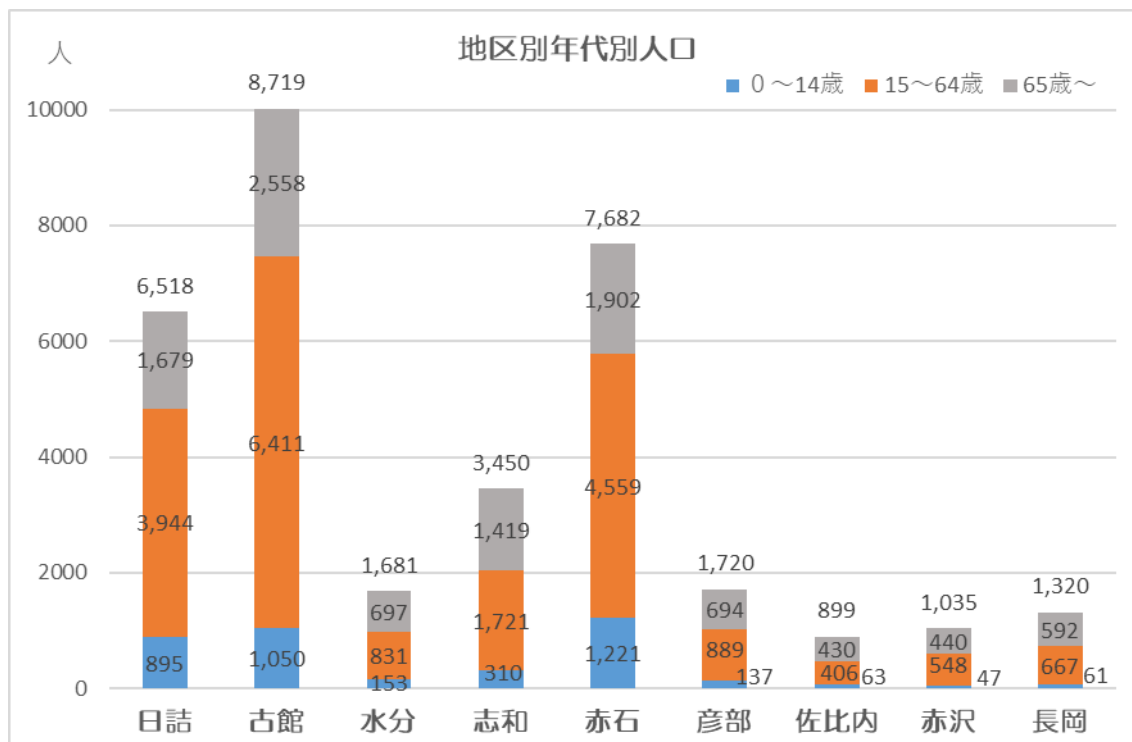
人口は、平成20年代の人口減少から転じ、直近5年間は33千人台で推移している。また、生産人口は減少、高齢人口は増加、年少人口は横ばいとなっている。令和3年度の高齢化率は31.53%、年少人口割合は21.50%となっている。



(出典：住民基本台帳 各年度3月31日)

(2) 人口・世帯数（地区別）

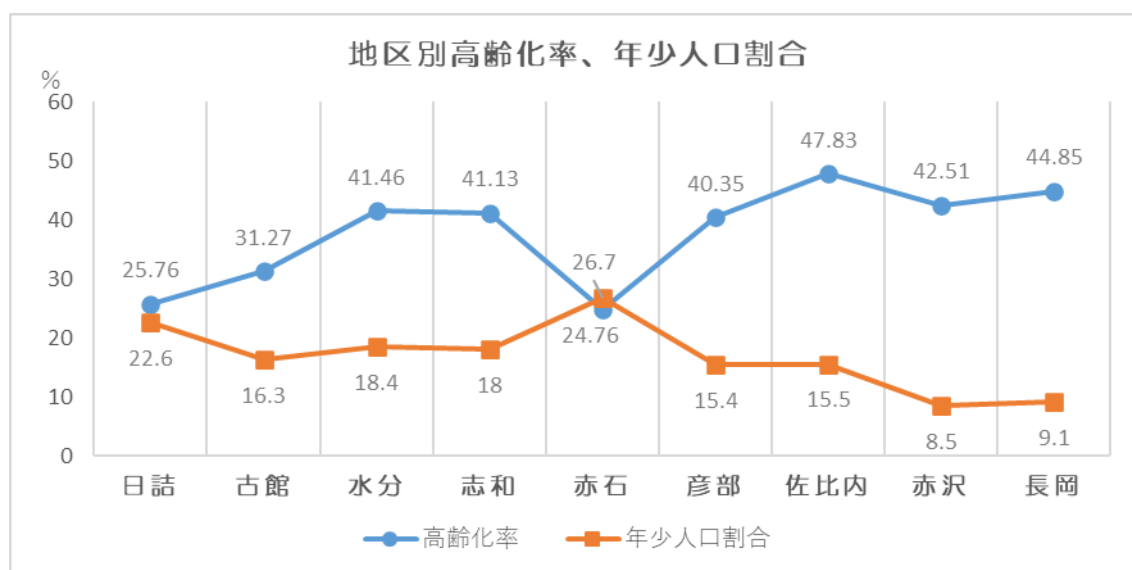
中央部（日詰、古館、赤石）が町の人口の約70%を占めている。古館が各区分の最も多い人口を有するが、年少人口は赤石が最も多い。高齢化率は中央部が25～31%台であるが、東部西部は40～47%台となっている。転入者の多い赤石、日詰がそのまま高齢化率が低く、また年少人口割合が高い。



（単位：人）

区分\地区	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
65歳～	1,679	2,558	697	1,419	1,902	694	430	440	592
15～64歳	3,944	6,411	831	1,721	4,559	889	406	548	667
0～14歳	895	1,050	153	310	1,221	137	63	47	61
人口	6,518	8,719	1,681	3,450	7,682	1,720	899	1,035	1,320

（出典：住民基本台帳 令和4年3月31日）



（出典：住民基本台帳 令和4年3月31日）

※ 高齢化率は総人口に対する65歳以上の者の割合、年少人口割合は14歳以下の者の割合

(3) 総合計画における総人口総世帯の見通しと現状

総人口は、総合計画においてH17をピークに減少に転ずることで見込んでいるが、R3で33,024人と下降が見通しより緩やかとなっている。世帯数はR3で12,711世帯と見通しより大きく増加している。

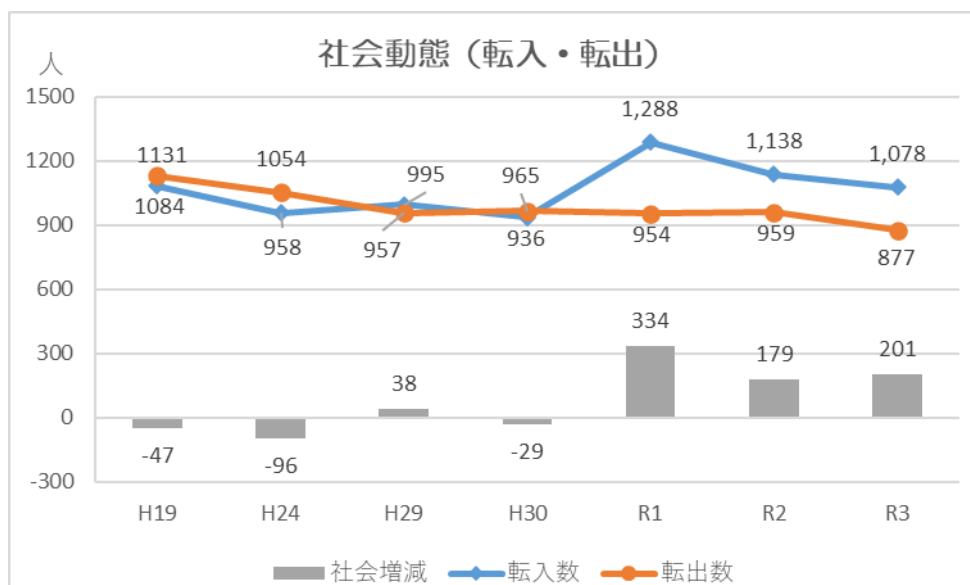
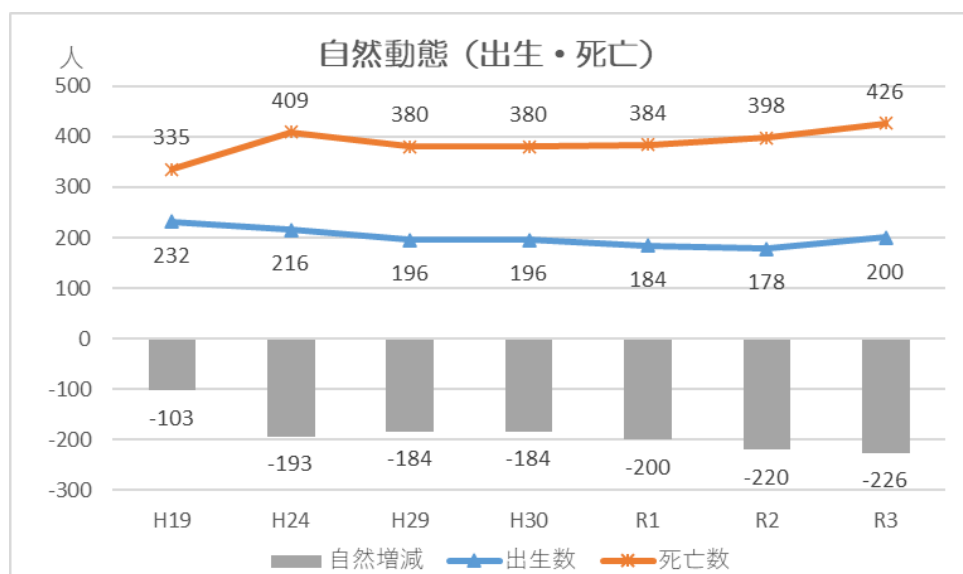
(単位：人、世帯)

区分\年	H22	H27	R02	R07	R12	R17
総人口	33,288	32,614	32,201	31,426	30,776	30,115
世帯数	10,513	10,808	11,297	11,733	12,280	12,903

(出典：第三次紫波町総合計画 第2節の1の(1)総人口・総世帯数の推移と見通し)

(4) 自然動態・社会動態

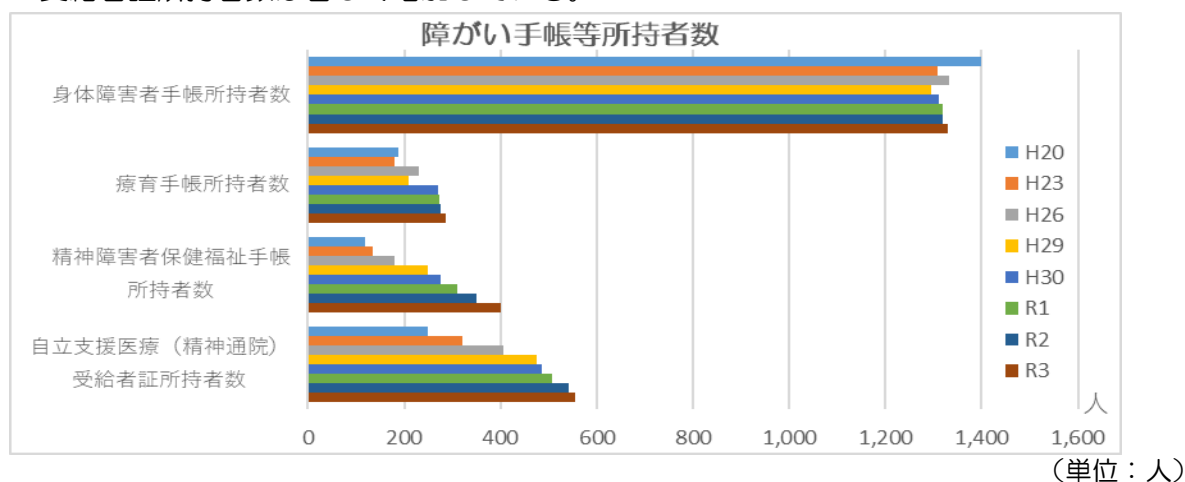
死亡者数は近年400人前後で微増し、出生者数は下降傾向で200人を下回っているなかH3は増加したが、自然増減は依然として下降線をたどっている。転出者は減少の傾向であり、また、転入者及び社会増減は令和に入ってから増加傾向である。転入者増は近年の宅地開発が大きい要因と考えられる。



(資料：町民課)

(5) 障害者福祉の状況 障害者手帳所持者数等の推移

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい、療育手帳所持者数は平成の後半に増加したが近年は微増となっている。精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は著しく増加している。

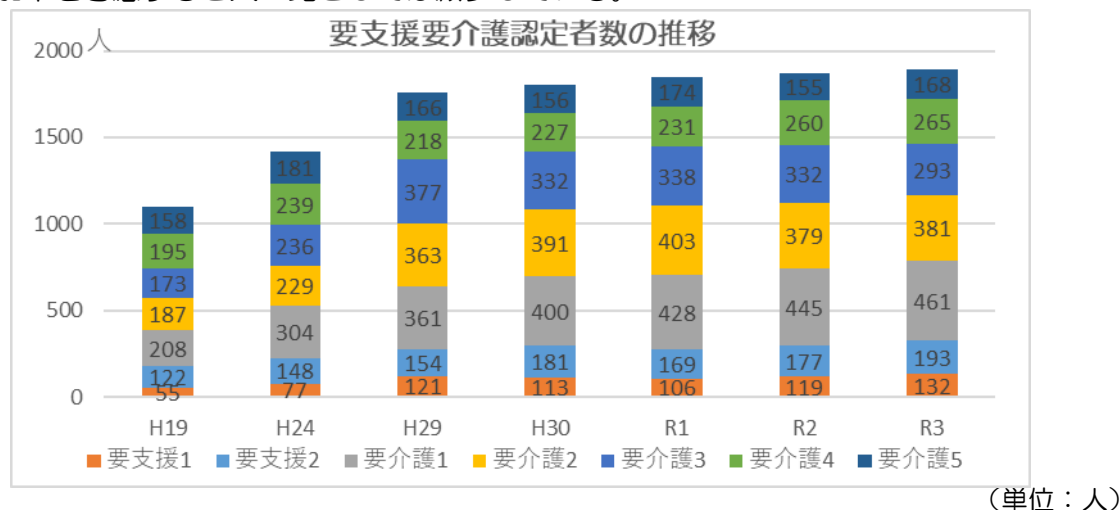


手帳所持者等数 \ 年度	H23	H26	H29	H30	R元	R2	R3
身体障害者手帳所持者数	1,309	1,333	1,296	1,310	1,318	1,318	1,329
療育手帳所持者数	180	231	210	271	272	275	285
精神障害者保健福祉手帳所持者数	134	181	249	276	310	350	400
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数	322	405	475	487	508	542	556

(出典：県央保健所、町健康福祉課福祉係)

(6) 高齢者福祉の状況 要支援要介護認定者数の推移

要支援要介護認定者数は、H19～H29の増加に比べ近年5年は微増で、高齢者の増加率を考慮すると人口比としては減少している。

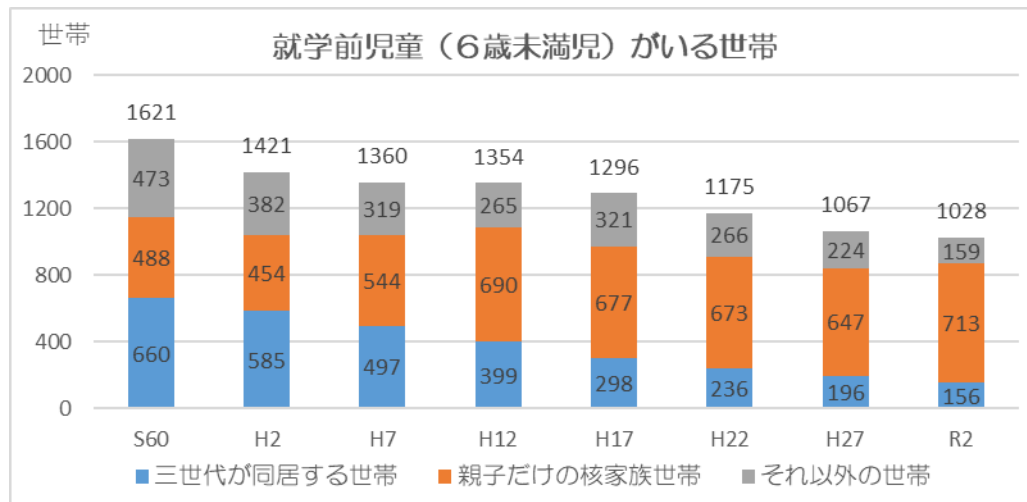


	H19	H24	H29	H30	R元	R2	R3
要介護5	158	181	166	156	174	155	168
要介護4	195	239	218	227	231	260	265
要介護3	173	236	377	332	338	332	293
要介護2	187	229	363	391	403	379	381
要介護1	208	304	361	400	428	445	461
要支援2	122	148	154	181	169	177	193
要支援1	55	77	121	113	106	119	132
総数	1,098	1,414	1,760	1,800	1,849	1,869	1,839

(出典：長寿介護課)

(7) 児童福祉の状況 就学前児童（6歳未満児）がいる世帯の比較

三世代が同居する世帯はほぼ均一に減少し、親子だけの核家族世帯は微減の時期があるながらも増加傾向である。世帯全体では減少している。



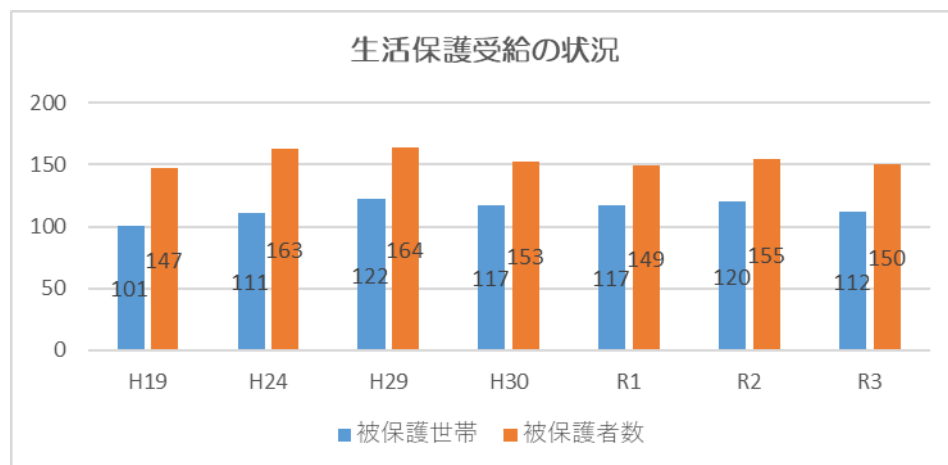
(単位：世帯)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
三世代が同居する世帯	660	585	497	399	298	236	196	156
親子だけの核家族世帯	488	454	544	690	677	673	647	713
それ以外の世帯	473	382	319	265	321	266	224	159
合計	1,621	1,421	1,360	1,354	1,296	1,175	1,067	1,028

(出典：国勢調査)

(8) 困窮世帯の状況 生活保護受給の状況

被保護世帯及び被保護者世帯は、概ね横ばいで推移している。



生活保護受給の状況

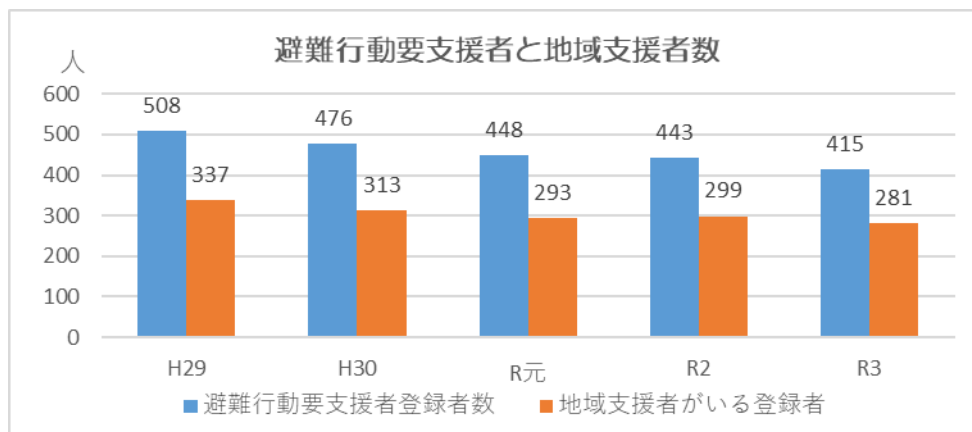
(単位：世帯、人)

	H19	H24	H29	H30	R元	R2	R3
被保護世帯	101	111	122	117	117	120	112
被保護者数	147	163	164	153	149	155	150

(出典：健康福祉課)

(9) 避難行動要支援者

避難行動要支援者登録者数は、微減となっている。地域支援者のいる割合に大きな変化はなく、避難行動要支援者登録者の3分の1の人が地域支援者がいないという状況が続いている。



(単位：人、%)

	H29	H30	R元	R2	R3
避難行動要支援者登録者数	508	476	448	443	415
地域支援者がいる登録者	337	313	293	299	281
地域支援者のいる割合	66.34	65.76	65.4	67.49	67.71

(出典：健康福祉課 各年12月末日)

2 地域福祉を支える各種団体など

- (1) 自治公民館、自治会、町内会など
- (2) 民生児童委員、主任児童委員
- (3) 社会福祉協議会（県社協・町社協・地区社協）
- (4) ボランティア団体・NPO法人
- (5) 人権擁護委員
- (6) 保健推進員
- (7) 消防団・自主防災組織
- (8) 老人クラブ連合会
- (9) 女性婦人連絡協議会
- (10) 医師会・歯科医師会
- (11) 校長会、PTA連合会
- (12) 青少年育成ネットワーク
- (13) 防犯隊、地区防犯隊
- (14) 交通指導隊、交通安全協会
- (15) 保護司
- (16) 食生活改善推進員協議会
- (17) 子育て支援団体
- (18) 小学校の子供会
- (19) 紫波町商工会
- (20) 障がい者福祉団体
- (21) 居宅介護支援事業所、ケアマネージャー
- (22) 見守りネットワーク事業（みまもってネット）協力事業所
- (23) 地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）
- (24) 生活支援体制整備事業“協議体”

（順不同）

3 アンケート結果

(1) アンケート調査の概要

調査名称：第2期紫波町地域福祉活動計画策定に伴うアンケート調査

実施主体：社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会

調査対象：紫波町在住の18歳以上79歳以下の住民1,200人

(18～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70～79歳の6階層の男女各100人を無作為に抽出)

調査方法：郵送による配布・回答

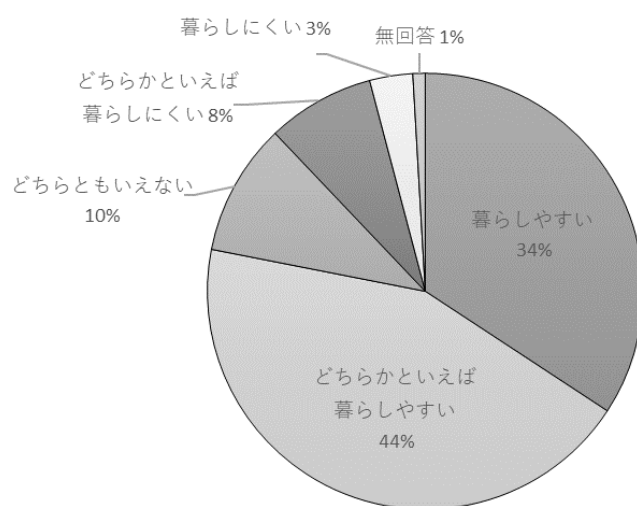
調査期間：令和4年8月12日（金）～9月9日（金）

回収数：438件

回収率：36.5%

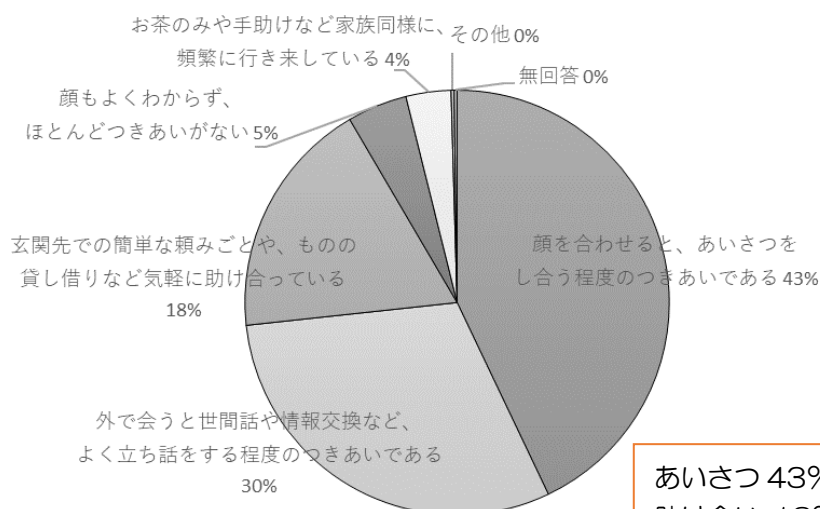
(2) アンケート結果

あなたのお住まいの地域は、あなたにとって暮らしやすいと思いますか。（1つに○）



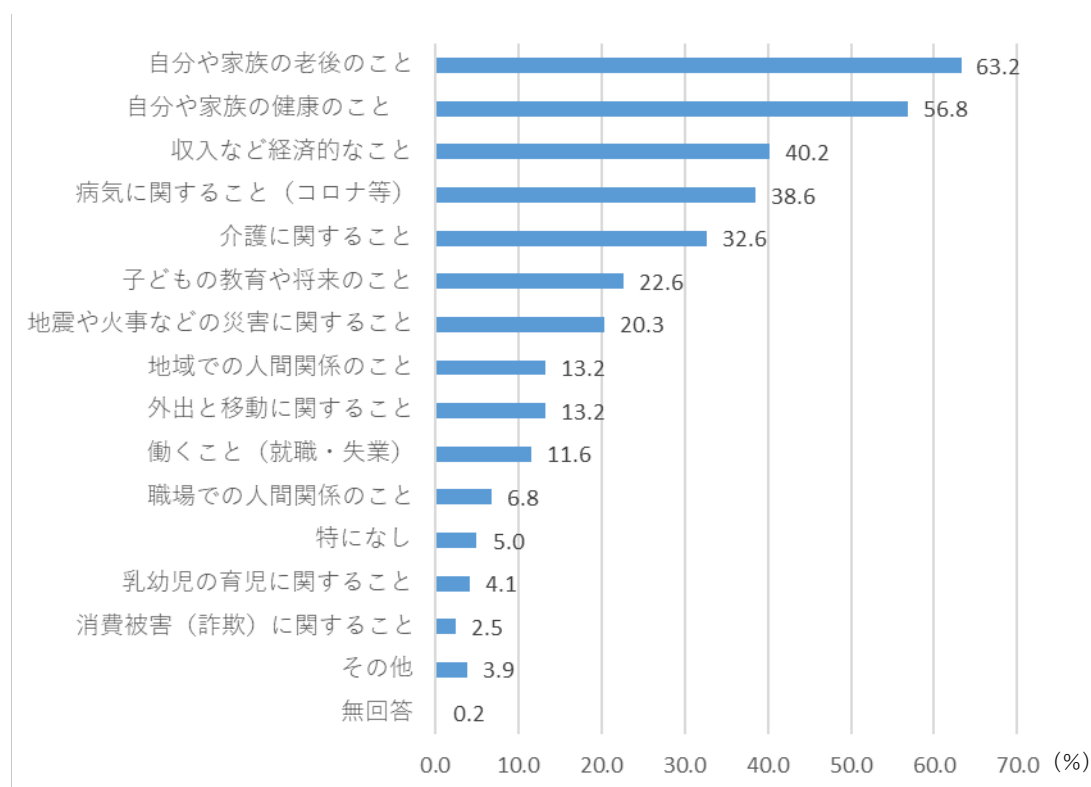
暮らしやすい・どちらかといえば暮らしやすいとの回答が約8割を占めた

あなたは、隣近所の人と、どの程度のおつきあいがありますか。（1つに○）



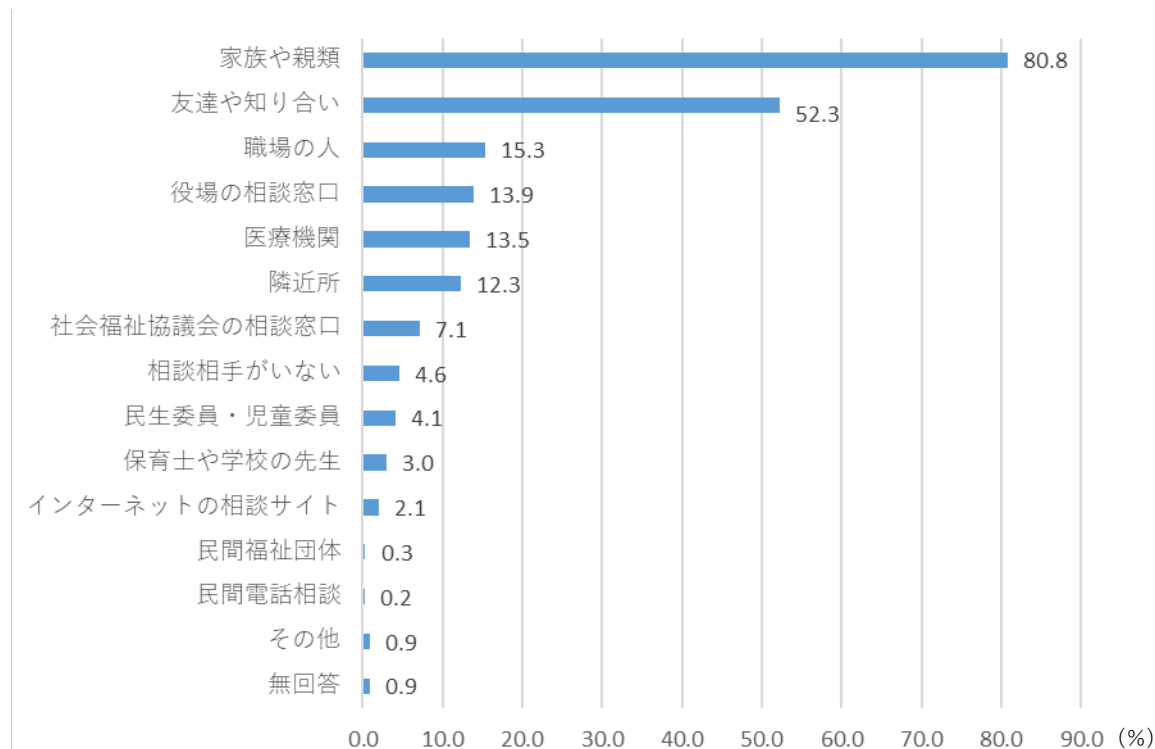
あいさつ 43%、立ち話 30%、助け合い 18%、家族同様 4%と付き合いの深さと割合が比例していた。

あなたが、日常生活で不安に思っていることは、どのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）



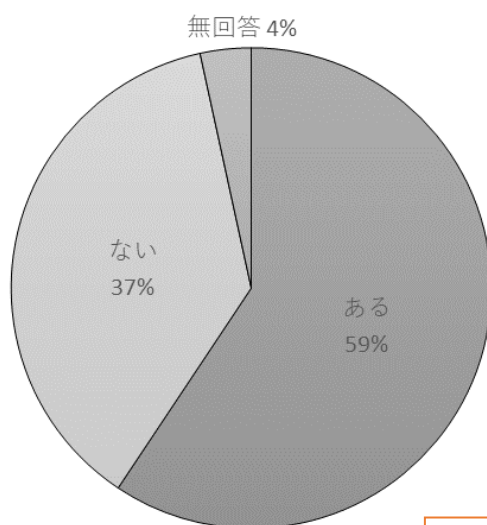
老後、健康が半数以上、経済、病気が4割。介護が3割の方が不安に思い、続いて子ども、災害の順で続いた。

あなたは、毎日の暮らしの中で困ったり、不安を感じたとき誰に（どこに）相談しますか。（あてはまるものすべてに○）



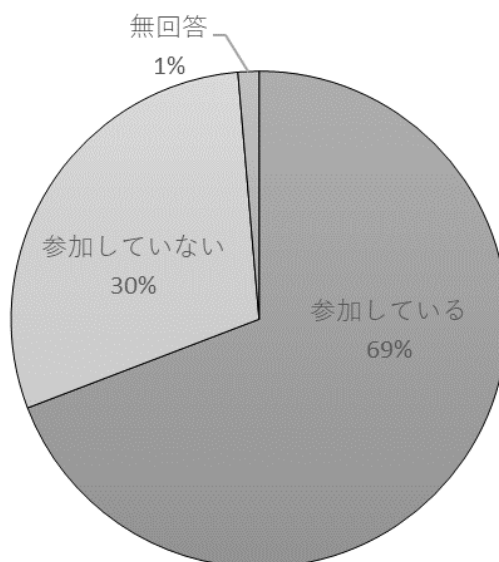
相談先として、家族や親類が約8割、友達や知り合いが約5割、その他は15%台以下となり、その中で役場13.9%、社協7.1%、民生委員4.1%、民間福祉団体0.3%であった。

あなたは、地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。（1つに○）



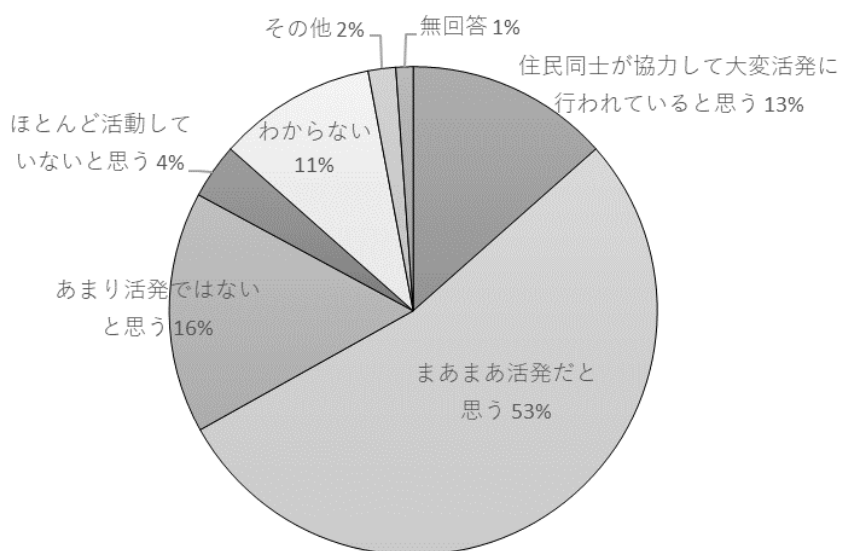
地域に支えられたと感じた方が約6割であった。

あなたは、地域での活動（町内会、子ども会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動）に参加していますか。（1つに○）



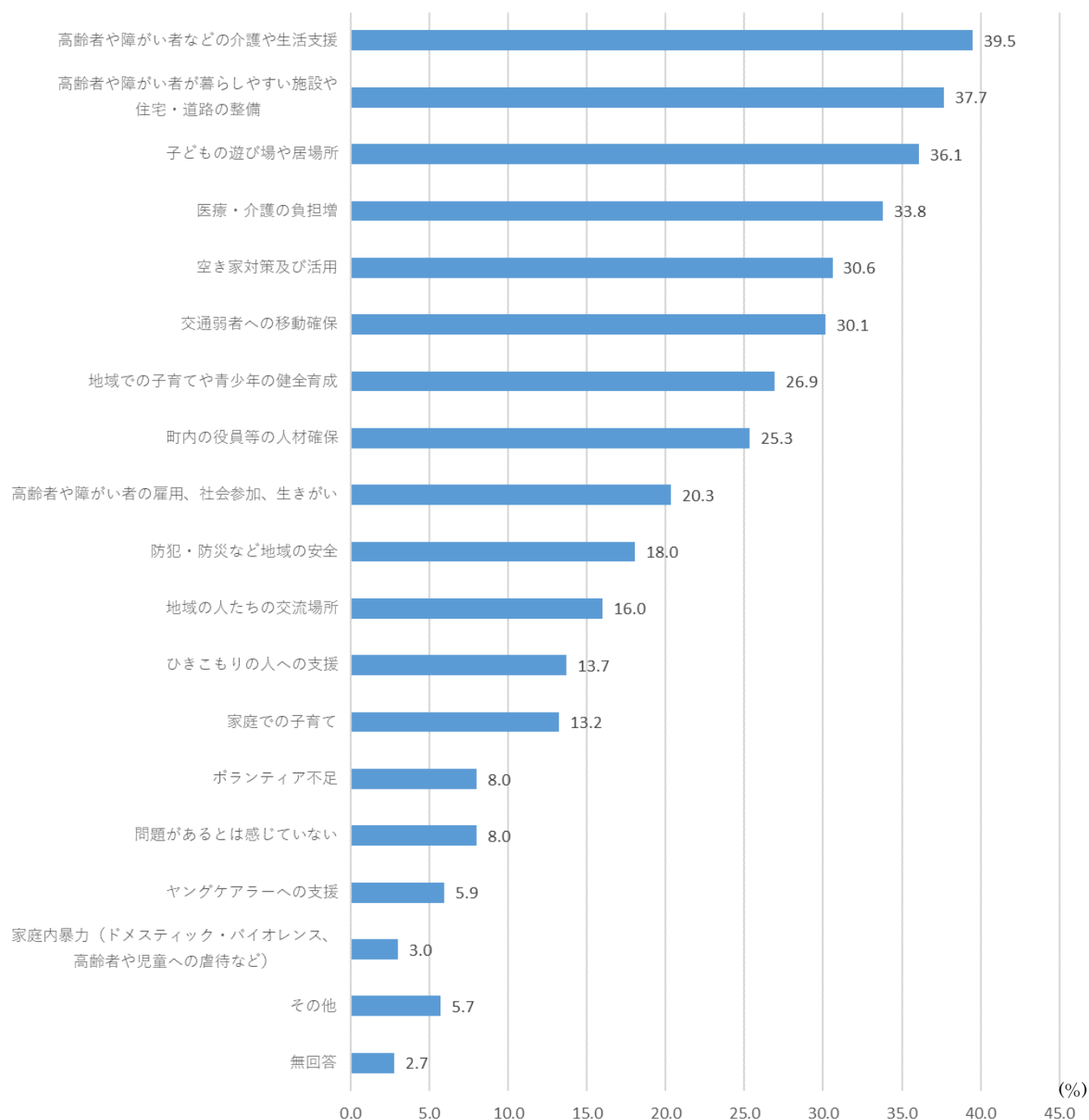
地域活動に参加している方が約7割であった。

あなたは、お住まいの地域の様々な住民活動（清掃活動や祭り、子ども会、PTAなど）について、どのように感じていますか。（1つに○）



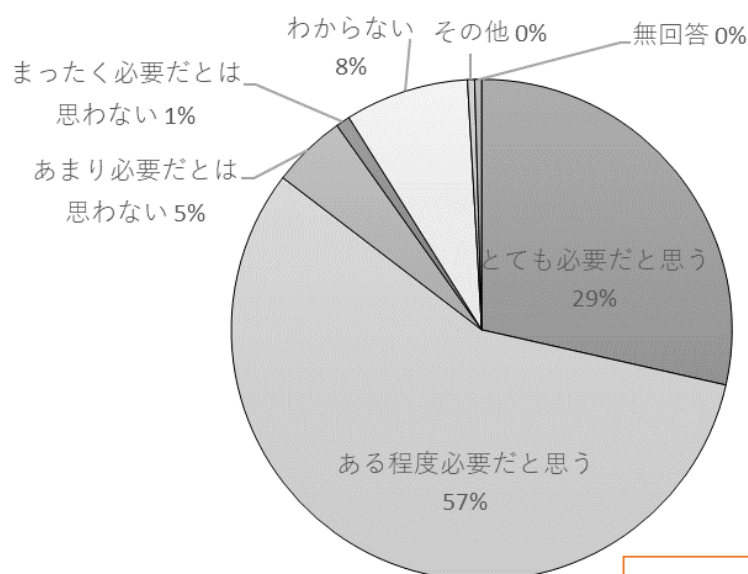
地域の住民活動について、大変活発・まあまあ活発が66%、あまり活発でない・ほとんど活動していないが20%であった。

あなたがお住まいの地域には、どのような問題や課題があると感じていますか。（あてはまるものすべてに○）



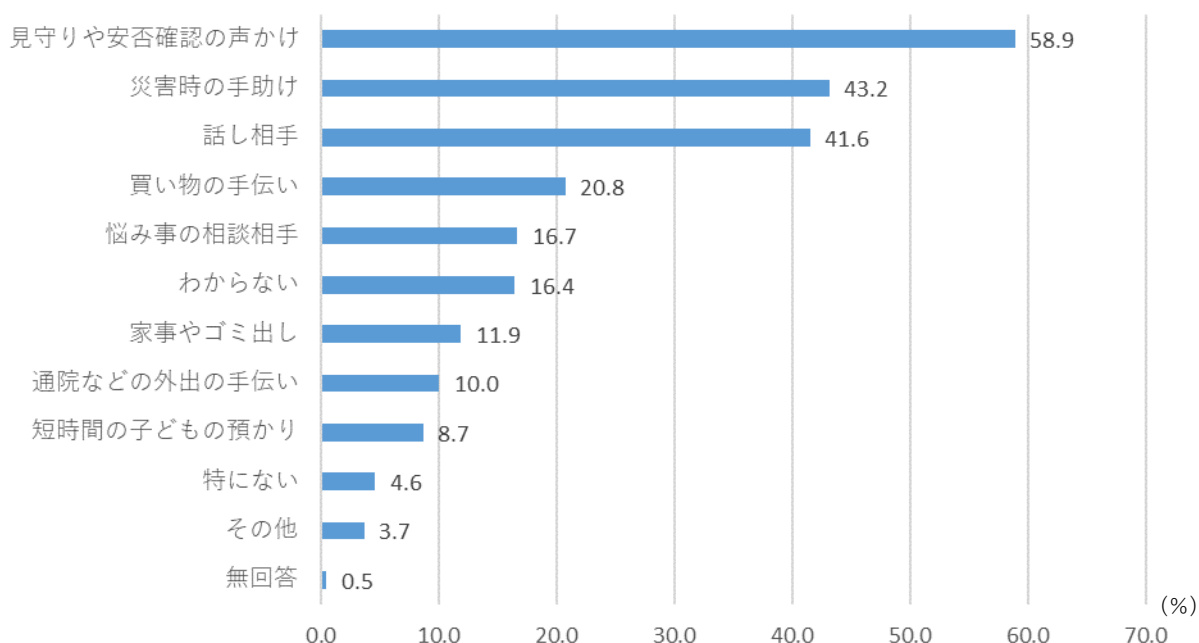
地域の問題・課題として、高齢者・障がい者などの介護や生活支援、暮らしやすい施設・住宅・道路の整備が4割弱、子どもの遊び場や居場所、医療・介護の負担増、空き家、交通弱者への移動確保など、問題や課題などの捉え方が幅広い項目に意見がまとまって分かれていた。

あなたは、お住まいの地域の様々な問題や課題に対して行う住民相互の支えあいや助け合いについて、どのように思いますか。（1つに○）



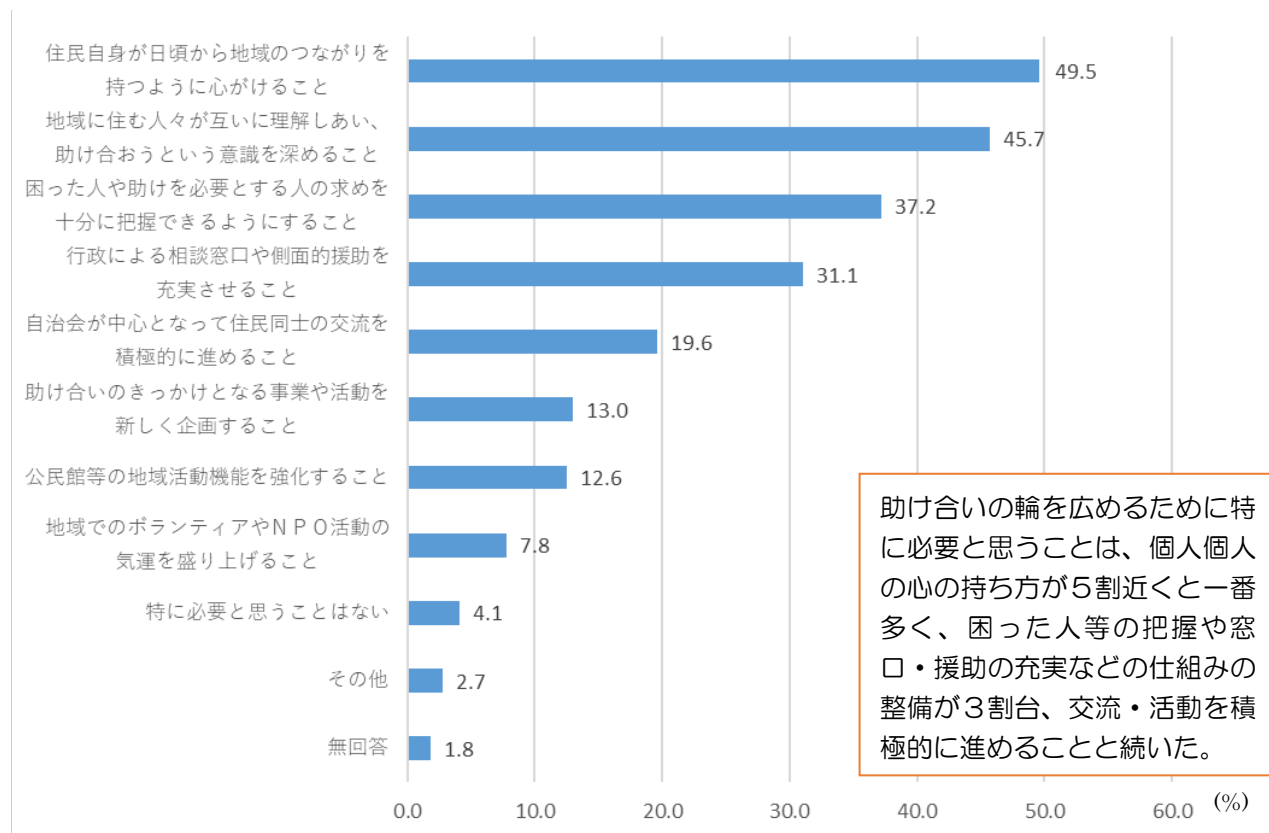
地域の様々な問題の対応に助け合いは、とても・ある程度必要が86%、全く・あまり必要だと思わないが6%であった

あなたは、隣近所に困っている家庭があった場合、どのような手助けができますか。（あてはまるものすべてに○）

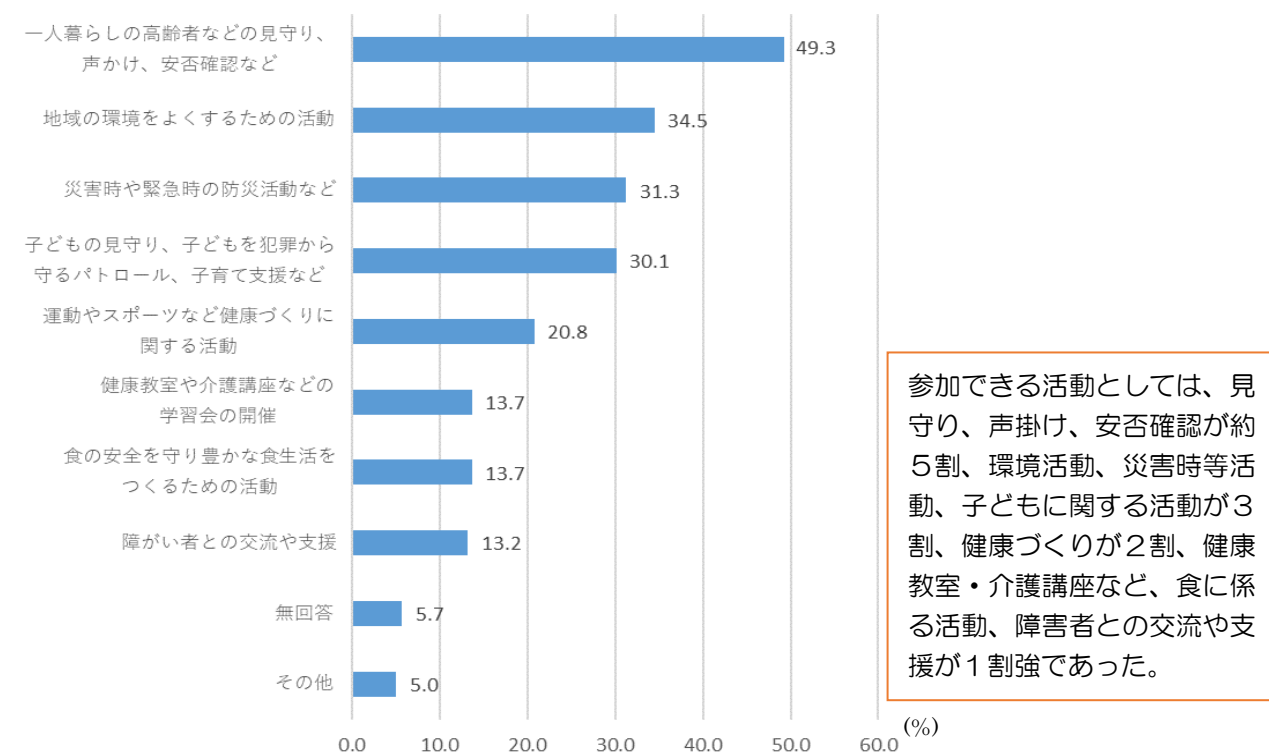


隣近所の困りごとに対しできる手助けとして、見守りや安否確認の声かけが約6割、災害時の手助け、話し相手が4割強、買い物の手伝い、悩みごと相談相手、家事やゴミ出し、外出の手伝いが約1～2割、短時間子ども預かりは1割弱であった。

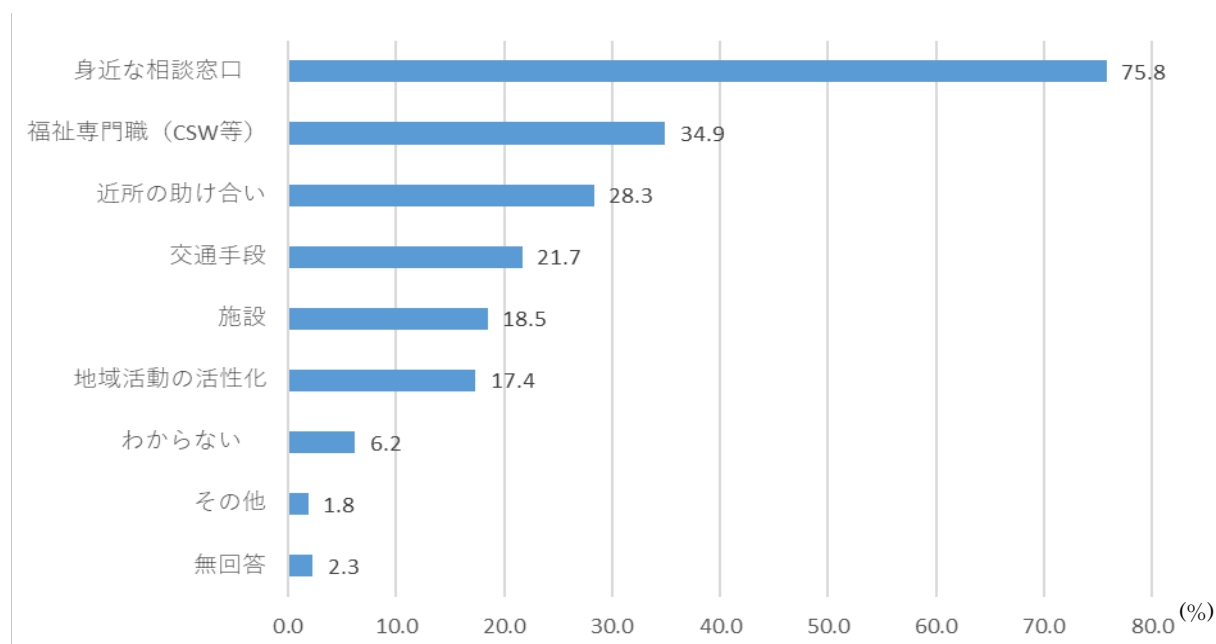
地域で助け合いの輪を広げていくために、あなたが特に必要だと思うことはどのようなことですか。（主なものを3つまで○）



あなたが現在参加している活動も含め、これから参加するとすればどのような活動をしたいですか。（主なものを3つまで○）

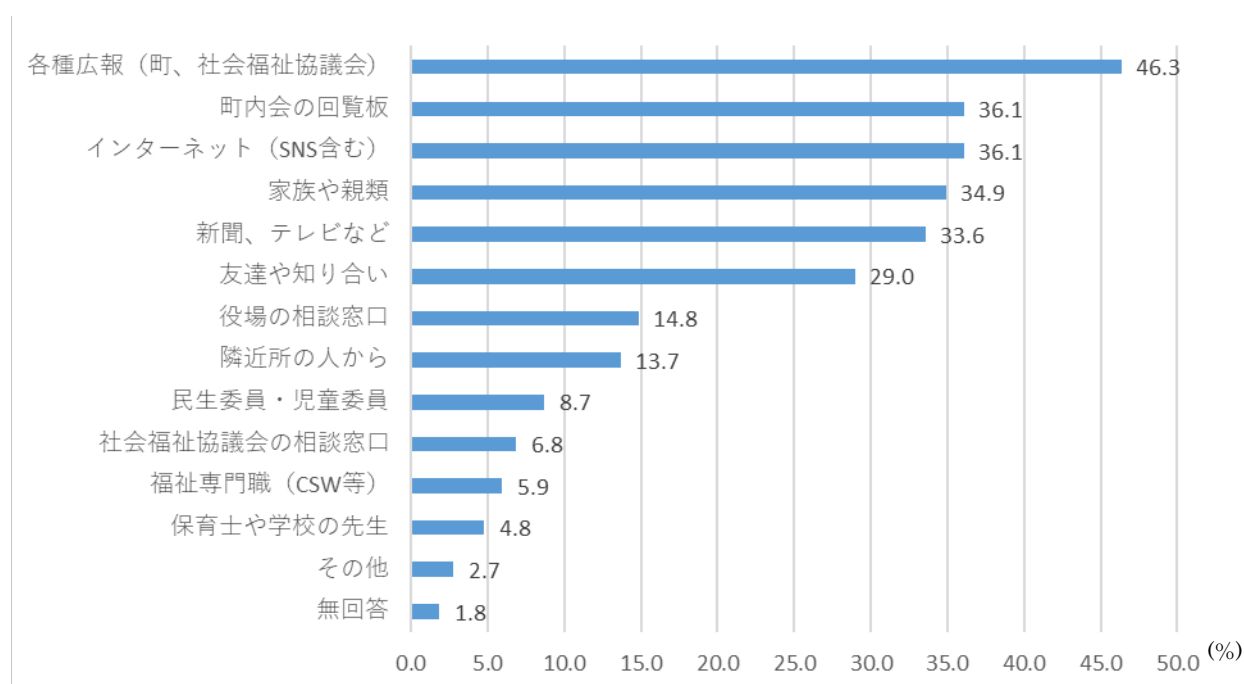


あなたがお住まいの地域で困ったことがあった場合、スムーズに解決するためにはどのような仕組み・方法があれば良いと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



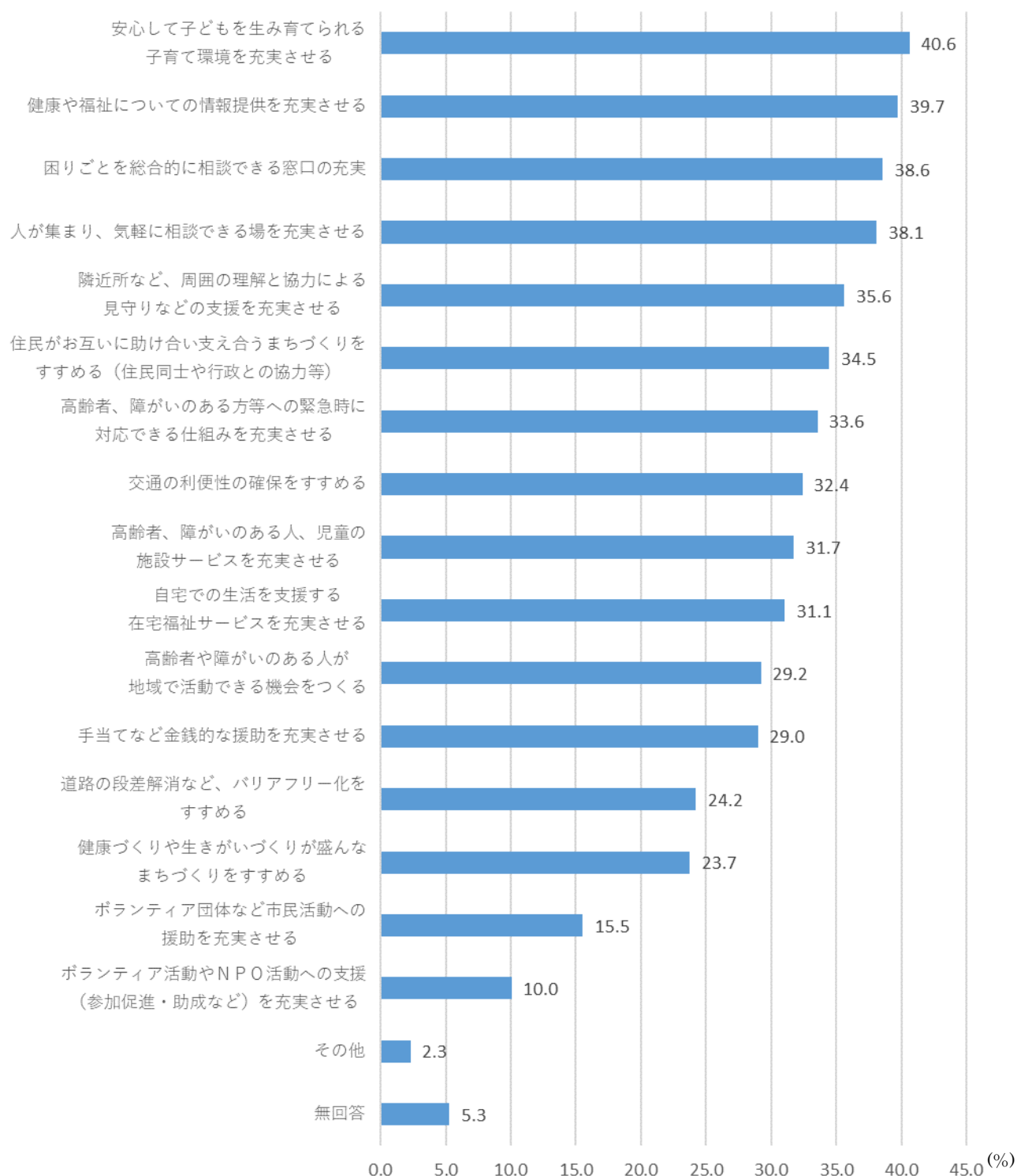
困りごとの解決する仕組み・方法としては、身近な相談窓口が約75.8%と大きく、福祉専門職、近所の助け合い、交通手段、施設、地域活動の活性化と続いた。

あなたは、福祉についての情報や知識をどのようにして得ていますか。（あてはまるものすべてに○）



情報を得る方法としては、各種広報が5割弱、回覧板、インターネット、家族や親類、新聞テレビ、友達・知り合いなどが約3～4割、そのあと役場、隣近所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と続いた。

福祉施策をより充実していくためには、あなたが重要と考える取組はどれですか。（あてはまるものすべてに○）



福祉施策の充実に重要と考える取組は、子育て環境の充実が一番であり、健康・福祉の情報提供の充実、総合相談窓口の充実、人が集まり気軽に相談ができる場の充実など 12 項目が約 3 割以上となった。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、課題がますます複雑かつ多様化しています。まずは全ての住民一人一人が、自分の命、健康、在り方を見つめなおし、大事に育んでいきます。その上で一人一人が年齢や性別、心身の状況を問わず、お互いの人格や個性を尊重し、支え手、受け手に分かれることなく、ともに喜びや楽しみを共有しお互いを支え合っていくことで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる町づくりを目指していきます。

基本理念

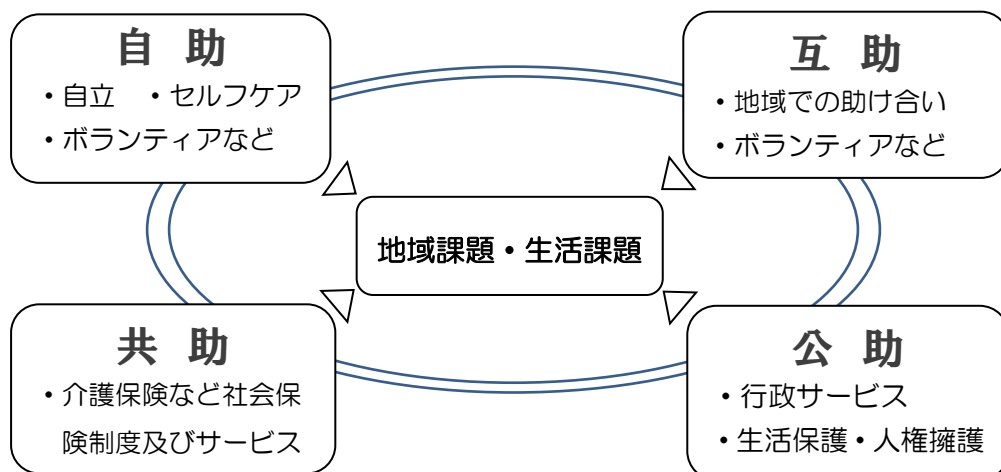
みんなで支え合い、誰もが安心して暮らすことができるまち

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながることから、この計画においてもSDGsの取組を意識し、SDGsの達成に貢献していきます。



2 基本目標

基本理念とSDGsの考え方を踏まえ、この計画は、公的サービスが全ての課題を解決することは難しい状況から、あらゆる資源を有機的に結び付けることで解決が図られるよう進めます。社会福祉協議会を中心とする福祉団体の福祉活動を支援するとともに、それぞれの地域における住民の主体的な参加による地域づくりを支援し、「自助」が最大限に発揮されるよう、「互助」、「共助」、「公助」とのバランスがとれた福祉を推進するために策定しました。



【基本目標 1】

皆さんが一人の人として尊重され、健やかに暮らせる地域

- 高齢者、障がいのある人、子どもを含む全ての人のために、住みよい地域にするため、それぞれが地域の一員であることに気づき、尊重され、健やかに暮らせる地域をつくれます。
- 地域に住んでいる私たちは、支援する側になったり、支援される側になったりするお互いさまの関係づくりを進め、地域力を高め、明るく、安心できる地域にします。

《取組》 → ◎ 人づくり
→ ◎ 場づくり

【基本目標 2】

皆さんが主人公で、それぞれのできる事が活かされる地域

- 地域に住んでいるみんなで、地域で困っていることを、自分のことのように考え、それぞれができることを行い、解決していきます。
- それぞれの地域には、違う習慣や文化があります。また、地域の活動、組織の活動も違いがあります。それぞれの地域にあった活動を進めます。

《取組》 → ◎ 活動づくり

【基本目標 3】

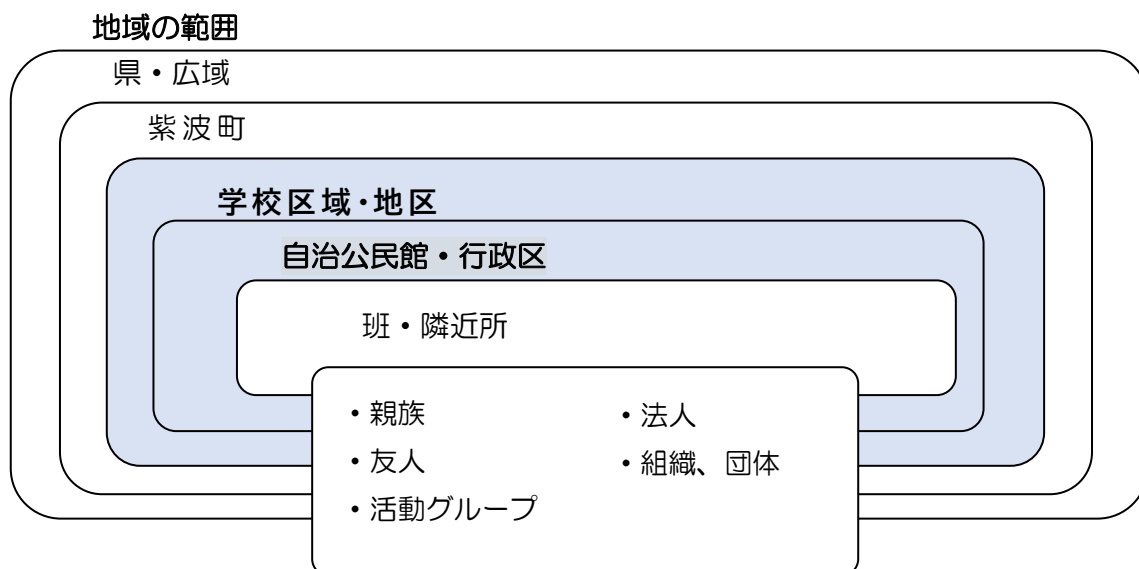
みんなの支え合いで、安心して暮らせる地域

- 高齢者、障がいのある人、子どもの皆さんは、さまざまな犯罪や交通事故、災害時の避難などへの不安を持って生活しています。支え合いの気持ちで、みんなが安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- 日ごろから、地域で災害や地域の危険なところについて話し合い、確認し、できるところから防災活動を行い、災害時は協力して行動します。

《取組》 → ◎ 安心・安全づくり

3 地域の様々な範囲

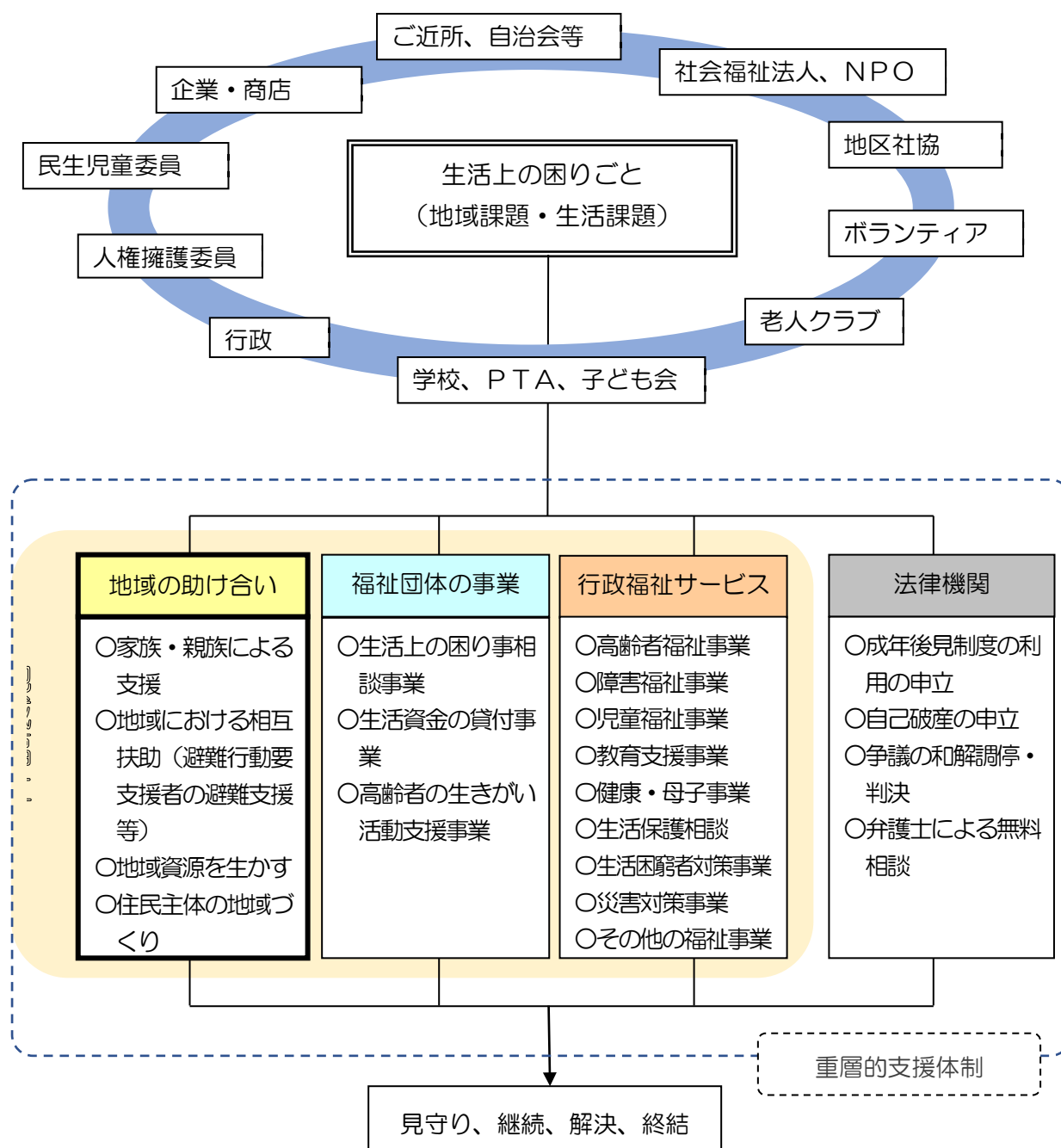
地域の考え方は、私たちが生活する場所としての小さな単位から、子どもの就学に関係する学校区や、親族・友人関係など町の区域を越えるものまで、様々な地域があります。地域の範囲の捉え方は、課題、地域特性などに応じて、変わってきます。



4 課題解決の実践

地域課題や生活課題の解決に向けた実践においては、問題となっている要因を分析し、地域福祉分野である「地域の助け合い」、「福祉団体の事業」、「行政福祉サービス」、あるいは「法律機関」による解決手段から、有効な方法を考えていくことになります。また、複合的、解決手段がない場合に対し重層的支援も進めていきます。

様々な場面において「人と人とのつながり」を考えてみるきっかけづくりを働きかけていきます。

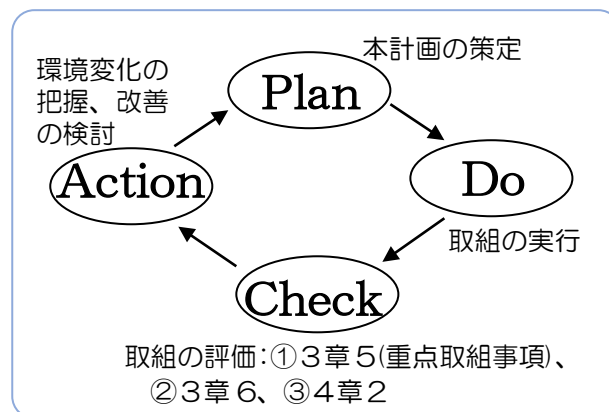


5 計画の推進

地域福祉の目指す基本理念に向けて、この計画が広く浸透するよう、中間年において、調査、分析及び評価を行うよう努めます。なお、評価の対象としては、6 部署横断的な取組、第4章の2 みんなで進める取組とし、特に計画期間における重点取組事項として、次に掲げるものとします。また、大きな社会情勢の変化があった場合には、この計画を弾力的に見直していきます。

(重点取組事項)

- (1) 人・組織づくり、場づくりの支援
- (2) 民生委員・児童委員（民生区長）等福祉を支える者や団体の活動の支援
- (3) 要支援者に係る避難行動の個別計画作成と運用の検討



6 部署横断的な取組

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項については、次のとおりとします。

- | | |
|----------|--|
| ア 理念の浸透 | この計画の基本理念等の考え方を広め、また施策に反映させる。 |
| イ 相談体制強化 | 総合的な相談体制の充実を図る。 |
| ウ ひとを育てる | 支える人・団体の育成や活動支援をする。 |
| エ 仕組みづくり | 課題解決に向けた仕組みの見直し、構築、推進をする。 |
| オ 情報提供 | わかりやすい情報の共有、提供に努める。 |
| カ 自立支援 | 一人一人の自立と社会参加を支援する。 |
| キ 連携強化 | 庁内で情報を共有する場を設けるとともに、庁内の部署及び関係機関・団体との連携を強化する。 |

- (2) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について、その体制や実施についての検討の推進に努める。

7 社会福祉協議会と協働で推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられており、地区ごとに地区社会福祉協議会を組織して地域活動を行うなど地域福祉推進の中心的役割を担う団体として欠かせない存在となっています。

また、紫波町社会福祉協議会においては、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が取り組んでいく地域福祉活動の具体的内容を定める地域福祉活動計画を策定していることから、各計画の策定組織に互いが参加し、互いの計画の情報を共有することにより、この計画と地域福祉活動計画の計画内容に連動性及び整合性を持たせております。

第4章 地域で進める取組

1 地域福祉のイメージ

(1) 結いの心

私たちは、ふだん何気なく生活し、自分に不便や困りごとがないときは、自分を取り巻く環境に気づかないことがあります。また、周囲の困りごとも見過ごしたり、気づかなかったりしています。共に生活している地域の人たちへの、小さな気づかい、小さな声かけ、小さな助け合いの気持ちが大切です。

- ・お互いさまの気持ちを持ちましょう
- ・「縁」の行き交う地域でありたい
- ・近所づきあいを増やし、孤独な方を減らしていきたい

(2) 支え合う人たち

「困っている人がいたら助けたい」…そんな気持ちはだれもが持っています。地域の皆さんが、小さな声かけから始め、小さなボランティア活動を行なってみることが大切です。

- ・だれもが無理なく取り組み、喜び楽しさを見出し、続けられること
- ・それぞれできることを見つけ、支え合っていきたい
- ・声をかけあうことを大切にしていきたい
- ・頼れる人が地域にいる関係をつくっていきたい
- ・通りすがりに声をかけたり、空き缶などのごみ拾いもボランティアです

(3) 元気な地域

笑顔があふれ、地域の皆さんが安心して暮らしていくには、個々がばらばらではなく、やはり地域で支え合って、つながり合っていかなければいけません。そのためには元気な地域の底力が必要です。

- ・にぎやかな地域でありたい
- ・伝統文化や地域の行事を受け継ぐ人材と風土がある
- ・みんなで地域の伝統や文化を守りたい
- ・地域に愛着を持ち、今より暮らしやすくしようとしている人がいる
- ・若い人が積極的に参加する

(4) 助け合いの輪

住んでいる人が地域で孤立したり、生活上の困りごとや悩みごとがあるとき、解決に向けた仕組みづくりは、これから、ますます大切になっていきます。隣近所への声かけやあいさつなど、日ごろのおつきあいが、地域の助け合いの大きな輪になっていきます。

- ・みんなで前に進みましょう
- ・気軽に集う場所をもっと広げていきたい
- ・福祉ネットワーク（ふれあいカード、班会議などの話し合いの場）がある
- ・いこいの家、貸農園、宅配弁当など、かわり合いのある仕組みがある

2 みんなで進める取組

【基本目標1】

皆さんが一人の人として尊重され、健やかに暮らせる地域

◎ 人づくり

だれもが住みやすい地域にするため、一人でも多くの皆さんが日ごろから支え合う気持ちを大切にして、ボランティアや地域の行事にも積極的に参加しましょう。

そのため、「支える人」、「支えられる人」というように分けるのではなく、「全ての皆さんが支える人であり、支えられる人でもある」という思いを持って、みんなの参加を目指しましょう。

一人一人の取組 (地域の皆さん)	地域での取組 (地域団体、福祉団体)	行政の役割 (行政、関係機関)
○自分や家族のこころと身体 の健康に関心を持つ ○地域に関心を持つ ○福祉に関心を持つ ○地域の福祉講座や研修会に 参加してみる ○地域のサークル活動など、生 きがいとなる活動をのぞい てみる ○自分にできる小さな活動か ら始めてみる ○日頃から身近なところで相 談できる人や場所を考える	○地域で福祉を考える機会 をつくる ○地域に団体が持つ福祉情 報を提供する ○福祉活動の講座や研修会 を開催する ○自治会、町内会、公民館 のほか、福祉、防災、学 校、PTAなど多様な参加 者で開催する。併せて振 り返りをする。 ○連携をとり相談体制の強 化を図る。	○広報紙、町ホームページ、 各種イベントを通じ、福祉 の意識啓発やボランティ ア・NPO活動などの情報 を提供する ○福祉活動の講座や研修会 を開催し、福祉を進める人 づくりに取り組む ○福祉教育を推進する ○相談窓口を周知する

◎ 場づくり

私たちには、多くの人たちが集う場のほかに、自分を受け入れてくれる人たちが集まる場が必要です。人と人が出会い、会話をすることにより、新たな絆が生まれたり、自分の居場所ができたりと、様々な輪が広がります。

だれもが楽しめ、行ってみたいと思える場が、皆さんの身近なところにあるよう、みんなの交流の場づくりを進めましょう。また、交流だけではなく、地域の困りごとや悩みごとについて、みんなで知恵を出し合い、みんなが協力し合って、解決する協議の場づくりも進めましょう。

一人一人の取組 (地域の皆さん)	地域での取組 (地域団体、福祉団体)	行政の役割 (行政、関係機関)
○困っている人を支えるために、集まれる場づくりに参加してみる ○地域の行事、イベント、祭りなどに参加してみる ○伝統芸能、趣味のサークル、グループ活動などの輪を広げる ○介護、福祉サービス、虐待やDV、心のケアが必要な場合の相談先を把握したり、必要時に連絡できるようにする	○困っている人を支えるための場を、一緒に考えてみる ○自治会や公民館などの行事への参加を呼びかける ○子どもと高齢者の交流会をやる ・昔の地域行事、風習、遊びなどを教わる ・昔、地域で起きた出来事や体験談を聞きいてみる ○複数のイベントや行事を掛け合わせて開催してみる ○相談ごとに関係機関で情報共有や連携がとれるように努める	○「場づくり」を支援する ・交流や協議の場の提供 ・ワークショップなどの開催支援 ○イベントや行事などの開催を支援する ○各種困りごと、相談を迅速に対応できるよう相談機関と連携を強化する ○包括的な相談体制の構築に努める

【基本目標2】

皆さんが主人公で、それぞれのできることが活かされる地域

◎ 活動づくり

地域では、様々な組織活動やボランティア活動が行われています。この活動を行う皆さんの高齢化や同じ人しか集まらない、集まる人が減ってきたなどの課題が見えてきました。

各団体や組織がつながりを深め、みんなが知恵を出し合って、楽しい組織活動やボランティア活動を行っていきましょう。

一人一人の取組 (地域の皆さん)	地域での取組 (地域団体、福祉団体)	行政の役割 (行政、関係機関)
○ボランティア・NPO活動、自治会活動、地域活動などを始めてみる ○子どもや高齢者、近所の見守りなど、小さな活動の輪をどんどん広げる ○地域の困りごとに気づいたら、解決につながる活動を考えてみる	○ボランティア・NPO、自治会、老人クラブなど、地域にある組織の連携を深める ○地域の困りごとに気づいたら、解決につながる活動をみんなで考えてみる ○地域の福祉活動やボランティア活動の情報を発信する	○地域の福祉活動やボランティア・NPO活動などの情報を提供する ○市民活動支援センターを通じ、「活動づくり」を支援する ・交流や活動の支援 ・地域の話し合いの仕組みづくりへの支援 ○地域福祉活動団体や組織を支援する

【基本目標 3】

みんなの支え合いで、安心して暮らせる地域

◎ 安心・安全づくり

ひとり暮らしの方の夜間や緊急時における不安、子どもや高齢者をねらった犯罪の増加、交通事故、災害発生時の避難に対する不安、認知症高齢者の徘徊など、生活全般にわたり、安心・安全が求められています。

そのため、日ごろからみんなで、防災、防犯、交通安全に対する意識を高め合い、できる活動を行っていきましょう。みんなの支え合いによって、安心して安全な生活を送ることができ、笑顔があふれる地域づくりを目指しましょう。

一人一人の取組 (地域の皆さん)	地域での取組 (地域団体、福祉団体)	行政の役割 (行政、関係機関)
○日ごろから、あいさつを交わす、声がけを習慣にする ○自主防災活動に関心を持つ ○隣近所の避難の支援について考えてみる ○防犯、交通安全運動を支援する ○災害時の危険箇所、避難ルートを考えてみる ○非常時持出品や非常時用備品の準備をする ○避難情報を正しく把握する	○災害時の避難行動要支援者の安否確認、避難支援の具体化を進める ○地域支援者のいない要支援者対策を考える ○地域の防災、防犯、交通安全上の危険箇所を把握し、対策を考える ○警察、消防、学校、PTA、行政などと連携し、防災、防犯、交通安全の活動を推進する	○生きづらさを感じたり、困っている方の支援を推進する ○高齢者の見守りを推進する ○避難行動要支援者に係る制度及び運用の検討を進める ○災害時避難行動ガイドライン作成に努める ○総合防災訓練を実施する ○防災・防犯、交通安全について、関係機関・組織と連携して推進する ○道路や公共施設の安全対策を進めるとともに、バリアフリー化に努める

資料集

- 1 地域における活動の紹介
- 2 地域づくり支援
- 3 国の動き
- 4 関係法令
- 5 用語集
- 6 計画策定の経過
- 7 紫波町地域福祉計画策定委員会要綱
- 8 紫波町地域福祉計画策定委員会委員名簿

1 地域における活動の紹介

紫波町内では、いろいろな地域活動が行われています。

○吉水支え愛クラブ（水分地区）

主な活動 高齢世帯の除雪支援と安否確認を兼ねた「除雪ボランティア」、「堰の泥上げ、公民館の植樹と防除（公民館と連携）」、「お祭りの復活」「ホタル再生」、吉水ゆめくらぶ（老人クラブ）、防災福祉コミュニティと連携、資源リサイクル、健康・食育講座、「まるっこ吉水かわら版」発行など

きっかけ：自治公民館の役員さんが立ち上げました

○牛ケ馬場公民館～みんなで楽しもう（赤沢地区）

主な活動 あじさいで何か楽しいことをと地域で盛り上がり、あじさい祭を行うようになった。あじさいの手入れ作業は集落一斉に行い、あじさい祭は、実行委員会を設け、集落の全員そして子どもたちも役割を担う。みんなのアイデアがみんなの協力で実現していくことにやりがいを感じ次の頑張りにつながっている。集落の全員参加（結いっこ）の精神が代々受け継がれている。

きっかけ 集落の沿道にアジサイを植え手入れ作業を継続し「アジサイロード」を作ったこと

○古館13区町内会 朝のラジオ体操①／前郷 ラジオ体操②（古館地区）

主な活動 地元の公園に集まり、6時30分からラジオ体操を行っている。「散歩していて誘われた。散歩は一人だが、今はみんなとおしゃべりが楽しい」「ラジオ体操を続けたら、血圧が正常になった」。隣近所を知らない人もいたが、誰かが休むと気にかけて合うようになった。始める前は体がこんなに弱っていたのかとショックを受けたが、続けているうちにできることが多くなった。

きっかけ ①ラジオ体操とストレッチをしようとして発起人3人でスタート

②小学生のラジオ体操に参加したこと

○桜町いきいきサークル（赤石地区）

主な活動 令和4年12月に桜町北通り公民館で2年ぶりに再開したサークル。以前は活発に活動。このコロナ禍で自粛していたが、役員で相談し、再開を決定。最初は令和4年の干支、寅の根付作り。目や耳のつけ方でそれぞれ個性豊かな寅の根付が完成。休憩の間はお互いの作品を見ながら おしゃべり。休憩をはさみ、「いきいき健康推進隊」の指導の下、固くなった体をほぐし、シルバーリハビリ体操を行った。

○ニットサークル かあちゃんず（赤石地区）

主な活動 桜町のKさん宅にニット作りの大好きなメンバー5人が集まって活動。活動が続いているのは、みんなが元気で気が合うから。一人でやるとめげるけど、5～6日むっためがす（一生懸命頑張る）こともあるし、そんな時はニッターズハイになっているのよ」と話します。きれいな花びらのような座布団づくりもしました。

きっかけ 花壇を手入れする中まで、冬の間、何かすることはないかと思った時、メンバーの一人がニットづくりの先生だったことから、このサークルが始まった。

○志和町グラウンドゴルフ同好会（志和地区）

主な活動 平成19年頃からグラウンドゴルフを滝名川河川敷で行っている。グラウンドゴルフのプレーの間中、和気あいあいと笑顔の絶えない会話が交わされ、仲の良さが伝わってくる。

きっかけ ゲートボールからはじまりました。

○防災マップをつくろう（日詰地区）

きっかけ：民生委員さんが行政区長さんに相談しました

○自主防災を考えよう（古館地区）

きっかけ：地区社会福祉協議会が問題提起しました

○上町をかだる会（古館地区）

きっかけ：地域の有志が声をかけました

※ 紫波町では、ふだん身近で行われている「つどいの場」、「健康づくりの場」、「お互いさまの支え合い」などを『地域のお宝』と呼び、紫波町ホームページの「まちのあつまりっこ」でご紹介しています。

2 地域づくり支援

○地域づくり活動補助金

協働のまちづくりを進めるにあたり、住民の柔軟な発想により自ら地区の活性化や課題解決に取り組む公益団体の組織づくりや活動の拡大に対し補助金を交付します。町民を含む審査会により対象団体を選考します。

	スタートアップ補助金	ステップアップ補助金
対象団体	主に町内で公益活動する団体、NPO 法人で、活動開始から概ね3年以内のもの	主に町内で公益活動する団体、NPO 法人
対象経費	・団体組織の立ち上げ、強化に要する費用 ・新規事業にかかる費用 ・研修会等に要する費用	・継続的に行われている公益活動の拡大、強化に要する費用 ・新規事業にかかる費用 ・研修会等に要する費用 ・イベント開催費用等
	いずれも、食糧費と建設費は除く。	
補助額	対象経費の全額（上限 10 万円） 1 団体 1 回限り	対象経費の 2/3 以内（上限 30 万円） 1 事業 1 回限り
担当	企画課	

○高齢者集いの場づくり支援補助金

住民が主体となって高齢者の集いの場を作る自主的な活動に対し補助金を交付します。高齢者を中心とした地域で支え合う体制の構築、要介護状態の予防の推進が目的です。

対象団体	・町内に所在し、構成員の過半数が町内に在住 ・活動に係る収支が明らか ・営利活動、趣味の活動、政治活動又は宗教活動を目的としていない	
対象活動	・活動の参加者が5人以上（団体構成員を含む。） ・高齢者を対象とした地域の支えあいに資する活動又は介護予防活動（以下「活動」という。）を行い、かつ、2年以上継続すること。 ・毎月2回以上の活動（毎月1回の活動＋活動回数改善の計画を策定） ・町の他の補助金等を受けていない	
対象経費	活動を開始し、又は拡大するに当たり必要な経費	
	改修費	建物等の改修費
	備品購入費	事業に要する備品等の購入費
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費
	その他の経費	町長が特に必要と認める経費
補助額	対象経費以内の額（上限 10 万円） 2 会計年度につき 1 回まで	
担当	長寿介護課	

3 国の動き

地域福祉に関する近年の主な国の動向等については、次のとおりです。

1 厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成 26 年）

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されることを踏まえ、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるよう通知を出しました。

2 生活困窮者自立支援制度の本格実施（平成 27 年）

近年、医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障害など様々な課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しており、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著となり、新たな対応が求められています。これらの状況に対応するため国では、生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期に支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、それに基づく生活困窮者自立支援制度が平成 27 年度から本格実施されています。

3 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について（平成 27 年）

新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによって、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が出されています。これは、従来の「高齢者」「障害者」「児童」など分野別になっていた社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」として、分野を問わず包括的に相談・相談・支援を行えるような提供体制が必要であるという観点が打ち出されています。また、これらの改革を通じて、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指すとしています。

4 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年）

近年、福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、措置制度から契約制度への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化してきています。国では、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進に向け、平成 28 年に社会福祉法等の一部を改正する法律が一部施行となり、厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」と「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」が出されました。これに伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事

業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献する役割が求められています。

- 5 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年）「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向が示されました。
- 6 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置（平成 28 年）地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。
- 7 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、令和 3 年 4 月 1 日に施行された。地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるようよう努力義務が設置されました。
- 8 令和 2 年 6 月 12 日厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長、厚生労働省政策統括官発出「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）により示されました。

4 関係法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 2 条 略

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サ

ービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする

地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。 (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 (市町村地域福祉計画) 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。
--	---

用 語 及 び 解 説 等

【あ行】

医療的ケア児：生きるために、日常的な医療的ケアを必要とする子どものこと。

いのち支える自殺対策計画：自殺対策基本法第13条第2項の規定により策定が義務付けられている計画。当町は、基本施策として、ネットワークの強化、人材育成、啓発・周知、生への支援、子ども・若者支援強化、働く世代支援、重要施策として、高齢者支援、生活困窮支援強化の8つの施策を柱としている。

SDGs：読みはエスディーゼズ。「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015（平成27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標。地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されている。

【か行】

共助：介護保険など社会保険制度及びサービスによるもの

元気はつらつ高齢者計画：介護保険事業計画と老人福祉計画を一緒にしたもので、高齢者の保健福祉施策の基本的方向性、介護保険法に基づく介護保険サービスの見込量と、それを負担する保険料を表した事業計画

元気はつらつ紫波計画（健康増進計画）：「食生活・歯」「運動・身体活動」「こころの健康・休養」「生活習慣病」「がん・たばこ」の5つの領域において、健康増進を自発的に実践していただく推進策を表した事業計画

子ども・子育て支援事業計画：子育て支援と子ども支援の両方に着目し、子育て中の家庭に対する支援策を表した事業計画。

公助：法令等に基づき、行政が行うサービス

互助：家族や仲間、近隣住民といった輪でお互いに助け合うこと。

孤立死：親族とのつながりや社会とのつながりがなく孤立した状況で、周囲に気づかれないうちに亡くなること。

【さ行】

自主防災組織：地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織をいう。平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うこととしている。

自助：家族間の助け合いや住民一人ひとりの努力

市民活動支援センター：オガールプラザ内にある「ゆいっとサロン」が、紫波町の市民活動支援センター。活動の立ち上げや運営の助言など、中間的な支援を行っている。

主任児童委員：厚生労働大臣の委嘱。定数は3名。中央部、東部、西部を担当。児童を専門とする。

障がい福祉プラン：障がい者・障がい児に関する保健、医療、教育、居住環境、生活支援分野の施策の基本的方向性、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと地域生活支援事業の見込量を表した事業計画

紫波町地域福祉活動計画：社会福祉協議会が策定する、地域福祉の一端を担う社会福祉協議会が、その活動の具体策を表した活動計画

人権擁護委員：町の委員は7人。月1回の人権相談、人権啓発活動などを行っている。

【た行】

ダブルケア：複数人の介護が同時に起こっている状態。育児と親の介護、育児と配偶者の

介護、障がいのある子とその兄弟の育児、両親 2 人を同時に介護など様々な形がある。精神的、体力的、経済的負担等、様々な負担がのしかかり、地域や親族の理解を得られず社会的に孤立することもある。

地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいう。

地域福祉：地域における生活上の課題を、自助・互助・共助・公助により解決していくもので、安心して暮らせる社会を築くために必要なもの。

地域防災計画：町長が防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを国の防災基本計画に沿って具体的に定めた計画

【は行】

8050 問題：「80」代の親が「50」代の子と一緒に暮らし、経済面を含めて生活を支えている状態。子が中高年になっても自立せず、親の支えで生活を続けた結果、親も高齢となり収入や介護の面で親子ともに生活が困難となる。外部への相談もできず社会から孤立してしまう場合もある。

避難行動要支援者：高齢、要介護状態、障害などの理由により、一人で避難することが困難な方

福祉：「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味し、全ての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を表す。

保健推進員：定数 141 人。1 行政区に 1 人

母子保健計画：安心して子どもを産み、そして子どもが健やかに育ってもらうための支援策を表した事業計画

【ま行】

民生児童委員：厚生労働大臣の委嘱。定数は 81 名。1 人 1～3 行政区を担当。地域のつなぎ役

【や行】

ヤングケアラー：障害や病気のある親や祖父母、きょうだいなどがいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受けて家事や家族の世話、介護、家計支援などを行っている 18 歳未満の子どもを指す。過度なケアを長期間続け、心身に不調をきたしたり学業に遅れが出る心配があるほか、進学や就職を諦めたりするケースもあるとされる。

【ら行】

老老介護：65 歳以上の高齢者を、同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態

6 地域福祉計画の策定経過

第一次

平成23年12月21日	「第1回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年 1月18日	「第2回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年 2月15日	「第3回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年6～8月	車座会議における地域からの意見の集約と分析
平成24年 9月	生活部内・計画策定検討会議（1回目）
平成24年10月	生活部内・計画策定検討会議（2回目）
平成24年11月	生活部内・計画策定検討会議（3回目）
平成24年11月28日	町議会報告（計画策定の経過と予定）
平成24年11月29日	第1回計画策定委員会（地域福祉の概要と地域の意見）
平成24年12月17日	第2回計画策定委員会（地域福祉計画素案）
平成25年 1月 7日	計画案に対するパブリックコメントの受付
～31日	
平成25年 1月17日	民生児童委員協議会研修会（地域福祉計画素案）
平成25年 1月18日	地域説明会・意見交換会（於：オガール情報交流館）
平成25年 1月21日	地域説明会・意見交換会（於：志和公民館）
平成25年 1月22日	地域説明会・意見交換会（於：彦部公民館）
平成25年 1月31日	町議会報告（地域福祉計画素案）
平成25年 2月14日	第3回計画策定委員会（最終案）
平成25年 2月18日	町長決裁
平成25年 3月 1日	地域福祉計画を議案として町議会へ提出
平成25年 3月12日	地域福祉計画を議決

第二次

平成29年 9月～	社協が行う地域福祉活動計画ワークショップに出席 計画策定委員会委員を委嘱され、計画間の整合性を図る
平成29年11月	生活部内・計画見直し検討会議
平成29年12月20日	第1回計画策定委員会（見直し案）
平成30年 1月16日	パブリックコメント受付
～ 2月 9日	
平成30年 2月23日	第2回計画策定委員会（最終案）
平成30年 2月26日	町長決裁
平成30年 3月 2日	第二次地域福祉計画を議案として町議会へ提出
平成30年 3月13日	第二次地域福祉計画を議決

第三次

令和 4年 7月～	社協が行う地域福祉活動計画委員会・ワークショップに出席
令和 4年 8月25日	町議会報告（計画策定の予定等）
令和 4年10月31日	他団体会議において計画の説明（地区社協会議）
令和 4年11月21日	第1回庁内検討会議
令和 4年11月25日	第1回地域福祉計画策定委員会

令和	4年	11月	27日	他団体会議において計画の説明（町消防団本部会議）
令和	4年	12月	8日	他団体会議において計画の説明（自立ケア会議）
令和	4年	12月	13日	第2回庁内検討会議
令和	4年	12月	20日	第2回地域福祉計画策定委員会（素案）
令和	4年	12月	26日	パブリックコメント受付
			～1月19日	
令和	5年	1月	6日	他団体会議において計画の説明（町民生児童委員協議会）
令和	5年	1月	15日	意見交換会（於：オガール情報交流館）
令和	5年	1月	日	第3回庁内検討会議
令和	5年	1月	31日	第3回地域福祉計画策定委員会（最終案）
令和	5年	2月	日	町長決裁
令和	5年	2月	日	第三次地域福祉計画を議案として町議会へ提出
令和	5年	3月	日	第三次地域福祉計画を議案として議決

紫波町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年9月26日告示第210号

改正

平成28年3月30日告示第138号

平成30年3月29日告示第91号

(設置)

第1 紫波町地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、紫波町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は地域福祉の推進に関し総合的視点に立って計画を検討し、計画案を町長へ報告する。

(組織)

第3 委員会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の地域活動に携わる者
- (3) 福祉関係団体の構成員
- (4) 公募により選ばれた者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

前 文（抄）（平成28年3月30日告示第138号）

平成28年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月29日告示第91号）

平成30年4月1日から施行する。

8 紫波町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分		氏 名	備考
公募委員		鷹觜 靖子	
		野村 直子	
町内の地域活動 に携わる者	日詰地区防災連絡会会長	阿部 敏博	
	古館公民館長	細川 裕司	
	水分公民館長	坂本 幸男	
	赤沢公民館長	工藤 睦夫	委員長
	紫波町連合婦人会副会長	細川 直子	
福祉関係団体の 構成員	紫波町社会福祉協議会事務局	作山 文浩	
	紫波町民生児童委員協議会会長	石亀 孝文	
	紫波町母子寡婦福祉協会会長	松坂 みき子	
	人権擁護委員	藤尾 智子	副委員長
識見を有する者	岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部長	斉藤 穰	

紫波町地域福祉計画

令和5年3月（予定） 岩手県紫波町

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅二丁目3番地1

紫波町役場 生活部 健康福祉課

電話 019-672-2111 FAX019-672-2311